

第2次加東市公共施設等総合管理計画 (案)

令和8年3月

加 東 市

目次

第1章 はじめに.....	1
1 計画策定の背景.....	1
(1) 計画策定の背景	1
(2) 計画の目的	1
(3) 計画の位置づけ	1
(4) 計画策定の過程	2
2 計画の期間	4
3 対象とする施設	4
第2章 公共施設等の現状と将来の見通し.....	5
1 加東市の状況.....	5
(1) 人口の見通し.....	5
(2) 年齢3区分別人口の推移	6
(3) 財政見通し.....	7
2 公共施設等の状況.....	10
(1) 公共施設	10
(2) インフラ施設	15
3 これまでに行った対策の実績と公共施設の推移	16
(1) これまでに行った対策の実績	16
(2) 公共施設の保有量の推移	18
(3) インフラ施設の保有量の推移	19
(4) 公共施設の有形固定資産減価償却率の推移	22
(5) インフラ施設の有形固定資産減価償却率の推移	23
4 公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み	24
(1) 公共施設の維持管理・更新等に係る経費	24
(2) 公共施設の維持管理・更新等に係る経費の試算方法	25
(3) インフラ施設の維持管理・更新等に係る経費	29

(4) インフラ施設の維持管理・更新等に係る経費の試算方法	30
(5) 公共施設等の維持管理・更新等に係る経費	32
第3章 公共施設等の管理に関する基本的な方針	33
1 公共施設等の管理に関する基本的な方針	33
(1) 公共施設の管理に関する基本的な考え方	33
(2) 公共施設に関する基本目標	33
(3) インフラ施設の管理に関する基本的な考え方	34
(4) 点検・診断・維持管理・修繕・更新等の実施方針	35
(5) 安全確保の実施方針	35
(6) 耐震化の実施方針	35
(7) 長寿命化の実施方針	35
(8) ユニバーサルデザイン化の推進方針	35
(9) 統合や廃止の推進方針	35
(10) 近隣市町との連携	36
(11) 脱炭素化の推進方針	36
2 公共施設適正配置の基本方針	36
(1) 地域バランス重視からの転換	36
(2) 複合化・多機能化による施設総量の抑制	36
(3) サービス内容の充実と適正な受益者負担	36
(4) 民間活力の活用	36
(5) 転用施設の有効活用	36
(6) 安全・安心の視点による施設整備	37
(7) 公共交通サービスの充実	37
3 取組体制	37
4 フォローアップの実施方針	38
第4章 施設区分ごとの管理に関する基本方針	39

第1章 はじめに

1 計画策定の背景

(1) 計画策定の背景

本市は、平成18年3月20日に旧社町、旧滝野町、旧東条町の3町の合併により誕生したため、多数の公共施設やインフラ施設を所有することになりました。これらの公共施設やインフラ施設の多くは、老朽化が進行しており、近い将来、一斉に大規模改修や更新の時期を迎えます。一方、人口減少・少子高齢化により、今後益々厳しい財政状況が見込まれることから、市が保有するすべての公共施設等の更新等を実施することは極めて困難です。また、公共施設等の利用需要が変化していくことが予想される中、現在世代が求めるサービスだけでなく、将来世代が求めるサービスの提供及びその負担についても考慮する必要があります。こういった課題を踏まえ、個々の公共施設が持つ役割や、公共施設全体の量や配置について検討し、長期的な視点で施設の更新、統廃合、長寿命化など公共施設の適正化を推進する必要があります。インフラ施設については、市民のライフラインを将来にわたって確保すべく、効果的かつ効率的な維持管理をし、長寿命化を進めていくことが求められています。

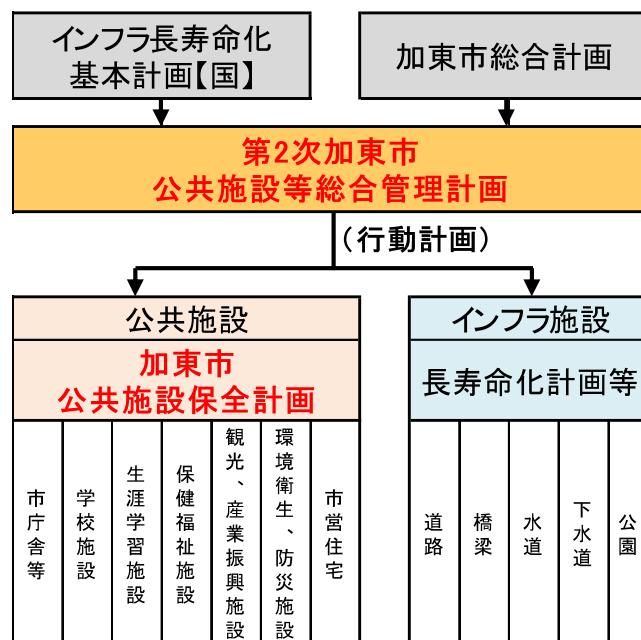
(2) 計画の目的

本計画は今後、厳しい財政状況の中で人口減少・少子高齢化に伴う公共施設等の需要の変化に対応し、本市として保有する施設総量の適正化を推進するとともに効果的かつ効率的に維持管理を実施することを目的としています。

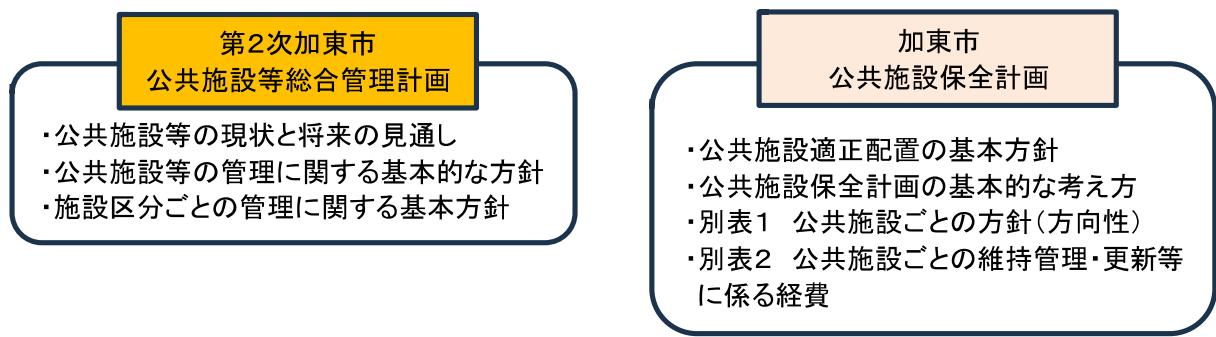
(3) 計画の位置づけ

本計画は、市の最上位計画である加東市総合計画において、公共施設等の適正管理に対する具体的な方針を示す個別計画として位置づけています。

【計画の位置づけ】



【計画の構成】



(4) 計画策定の過程

平成23年度に公共施設の全体像と個々の施設の現状の把握を行い、「公共施設マネジメント白書」を作成しました。この白書を基本に、本市が保有している公共施設を将来どのように再配置するかの方向性やその適正配置等を推進するための取組概要を定めた「公共施設適正配置計画(案)」を作成し、平成26年12月に発表しました。そして、パブリックコメント手続や市民説明会の開催、代替案の募集を行い、市民等から広く意見を求めた上で、平成27年7月に「公共施設適正配置計画(案)」を一部見直し、改めて市民説明会を開催しました。その後、「公共施設適正配置計画(案)」を、公共施設の施設区分ごとの方向性やその考え方、取組概要などを示す「公共施設の適正化に関する計画」と、公共施設ごとの取組項目や概算事業費の推計などをまとめた「年次計画」に区分し、「公共施設の適正化に関する計画」については平成27年9月に市議会で議決され、「年次計画」については平成28年3月に策定しました。一方で、総務大臣通知「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について(平成26年4月22日付け総財務第74号)」において国は、地方公共団体に対し速やかに公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画(公共施設等総合管理計画)の策定を求めていたことから、本市としては、「公共施設の適正化に関する計画」と「年次計画」をあわせた「公共施設適正配置計画」に、インフラ施設の管理に関する方針とその他必要な統計情報等を盛り込んで、「公共施設等総合管理計画」としました。

「公共施設の適正化に関する計画」については、これまでの取り組み内容を反映する一部改訂を令和2年3月に行いました。さらに、総務省自治財政局財務調査課長通知「令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について(令和3年1月26日付け総財務第6号)」を受け、令和4年3月に各施設の現状を踏まえた内容に「公共施設等総合管理計画」を一部改訂しました。

その後、「公共施設等総合管理計画」は計画期間を満了したことにより新たな計画の策定が必要となりました。この度、更なる施設再編を進めるためにより詳細な評価である定量的施設評価(財務・供給・品質)を行い、施設の優先順位の見直しを実施しました。これに合わせ計画の構成についても、計画の目的や内容を明確にするために見直しを行い、本市が所有する公共施設等を対象に、総合的かつ計画的に管理する「第2次加東市公共施設等総合管理計画」と、個別施設ごとの詳細な分析や行動計画を定めた「加東市公共施設保全計画(個別施設計画)」として整理を行います。

【計画策定の過程】

- 平成24年3月 公共施設マネジメント白書の作成
↓
○平成26年12月 公共施設適正配置計画(案)の発表
·平成27年1月～2月 パブリックコメント手続
·平成27年1月～2月 市民説明会(第1回)の開催
·平成27年2月～6月 代替案の募集

平成26年4月 総務大臣通知
·公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画(公共施設等総合管理計画)の策定を要請

- ↓
○平成27年7月 公共施設適正配置計画(案)の一部見直し
·平成27年7月 市民説明会(第2回)の開催

- ↓
○平成27年9月 公共施設の適正化に関する計画を市議会で議決

- ↓
○平成28年3月 年次計画の策定

- ↓
○平成29年3月 公共施設等総合管理計画の策定

令和3年1月 総務省自治財政局
財務調査課長通知
·策定済み個別施設計画等を踏まえた
公共施設等総合管理計画の見直し
を要請

- ↓
○令和4年3月 公共施設等総合管理計画の一部改訂

- ↓
○令和8年1月 第2次加東市公共施設等総合管理計画(案)

加東市公共施設保全計画(個別施設計画)(案)の発表

- ↓
○令和8年1月～2月 パブリックコメント手續

令和5年10月 総務省自治財政局
財務調査課長通知
·適正な管理のために必要な事項を十分精査し、記載事項の必要な見直しを
要請

- ↓
○令和8年3月 第2次加東市公共施設等総合管理計画

加東市公共施設保全計画(個別施設計画)の策定

2 計画の期間

本市では築30年以上の公共施設が全体の54.1%を占め、社会情勢の変化や、公共施設の安全性を確保すべく、早期に対応が必要であるため、本計画の期間は、令和8年度から令和17年度までの10年間とします。

3 対象とする施設

本計画では、「公共施設保全計画」が対象としている公共施設に、道路、橋梁、水道、下水道、公園のインフラ施設を加えたもの(以下「公共施設等」という。)を対象とします。

区分	分類	主な施設
公共施設等	公共施設	1-1 市庁舎等 市庁舎、ケーブルテレビ、市民病院、消防署など
	1-2 学校施設	小中学校、こども園、学校給食センター
	1-3 生涯学習施設	文化会館、図書館、公民館、屋内(屋外)体育施設など
	1-4 保健福祉施設	保育園、児童館、福祉センター、アフタースクール施設など
	1-5 観光、産業振興施設	観光施設、産業展示館、道の駅など
	1-6 環境衛生、防災施設	リサイクルヤード、防災備蓄倉庫など
	1-7 市営住宅	公営住宅
インフラ施設	2-1 道路	本線(付属施設は除く)
	2-2 橋梁	橋梁
	2-3 水道	浄水場、配水池、管路など
	2-4 下水道	処理場、ポンプ場、管路など
	2-5 公園	東屋、遊具、園路、照明設備など

第2章 公共施設等の現状と将来の見通し

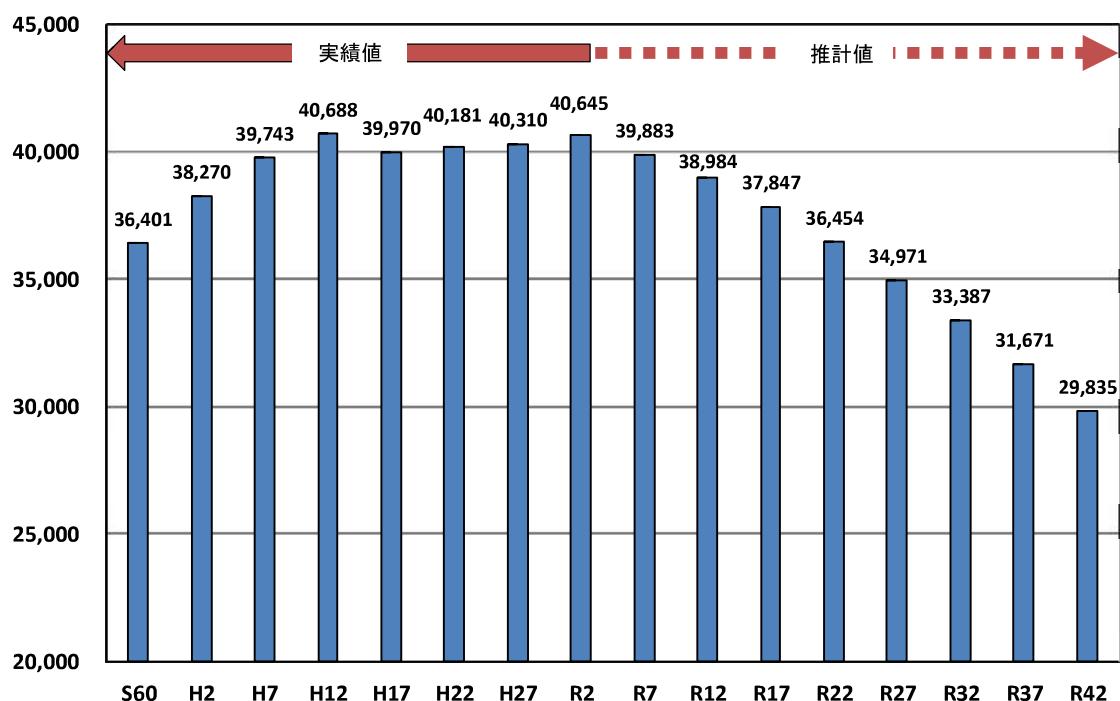
1 加東市の状況

(1) 人口の見通し

本市の人口は、平成7年以降40,000人前後で推移しており、令和2年国勢調査では40,645人となっています。令和4年12月に策定した人口ビジョンでは、今後、本市の人口は徐々に減少し、令和12年には38,984人、令和42年には29,835人になると予測しています。

図 人口の推移

(単位:人)



【資料】S60～R2は国勢調査、R7～R42は人口ビジョンの推計値(現状維持パターン)

(2) 年齢3区分別人口の推移

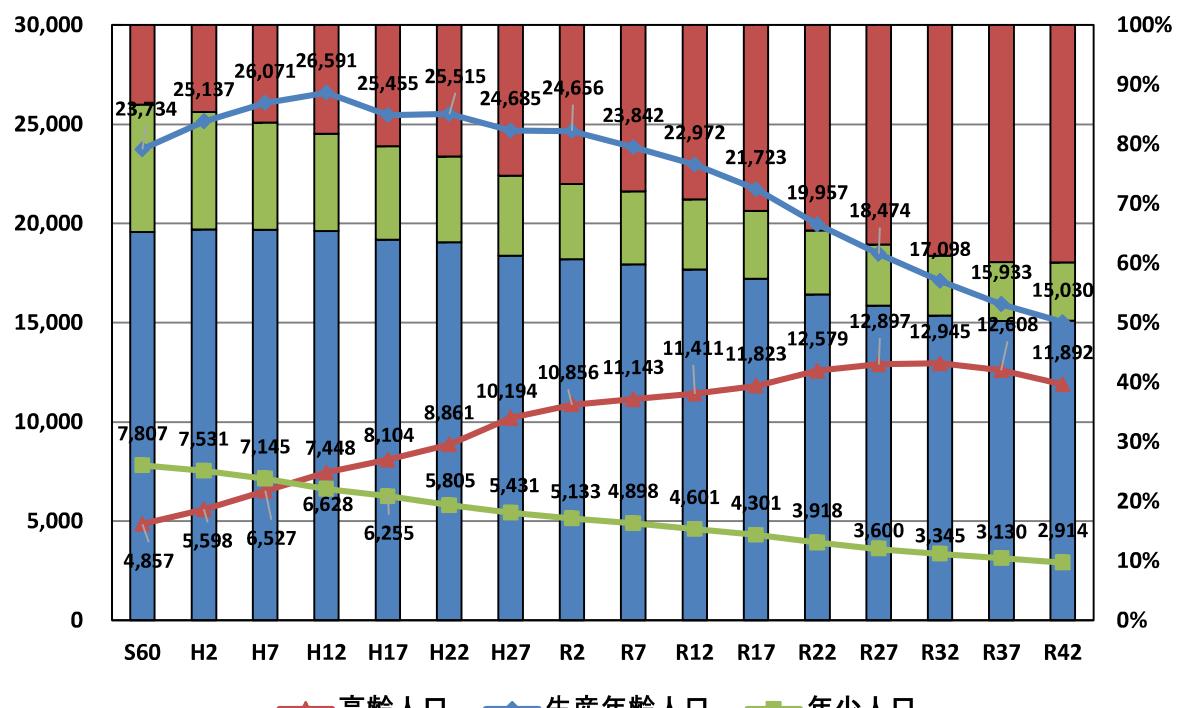
年齢3区分別人口の推移については、年少人口(0～14歳)は一貫した減少傾向、高齢人口(65歳以上)は令和32年度までは増加傾向にありますですが、それ以降は人口とともに減少に転じ、今後も少子化・高齢化の傾向が続くと予測しています。生産年齢人口(15～64歳)は、平成12年をピークに減少に転じ、今後、著しく減少していくと予測しています。

年齢3区分別人口構成比の推移については、平成27年には25.3%であった高齢人口の割合が、令和42年には人口の39.9%になり、生産年齢人口の割合は50.4%になると予測しています。

図 年齢3区分別人口及び人口構成比の推移

(単位:人)

(単位:%)



	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27	R2	R7	R12	R17	R22	R27	R32	R37	R42
高齢人口	13.3%	14.6%	16.4%	18.3%	20.3%	22.1%	25.3%	26.7%	27.9%	29.3%	31.2%	34.5%	36.9%	38.8%	39.8%	39.9%
生産年齢人口	65.2%	65.7%	65.6%	65.4%	63.7%	63.5%	61.2%	60.7%	59.8%	58.9%	57.4%	54.7%	52.9%	51.2%	50.3%	50.4%
年少人口	21.4%	19.7%	18.0%	16.3%	15.6%	14.4%	13.5%	12.6%	12.3%	11.8%	11.4%	10.7%	10.3%	10.0%	9.9%	9.8%

【資料】S60～R2は国勢調査、R7～R42は人口ビジョンの推計値(現状維持パターン)

※国勢調査は年齢不詳を除いており、人口ビジョンは端数処理をしているため、3区分の合計値が人口の推移と一致しない場合があります

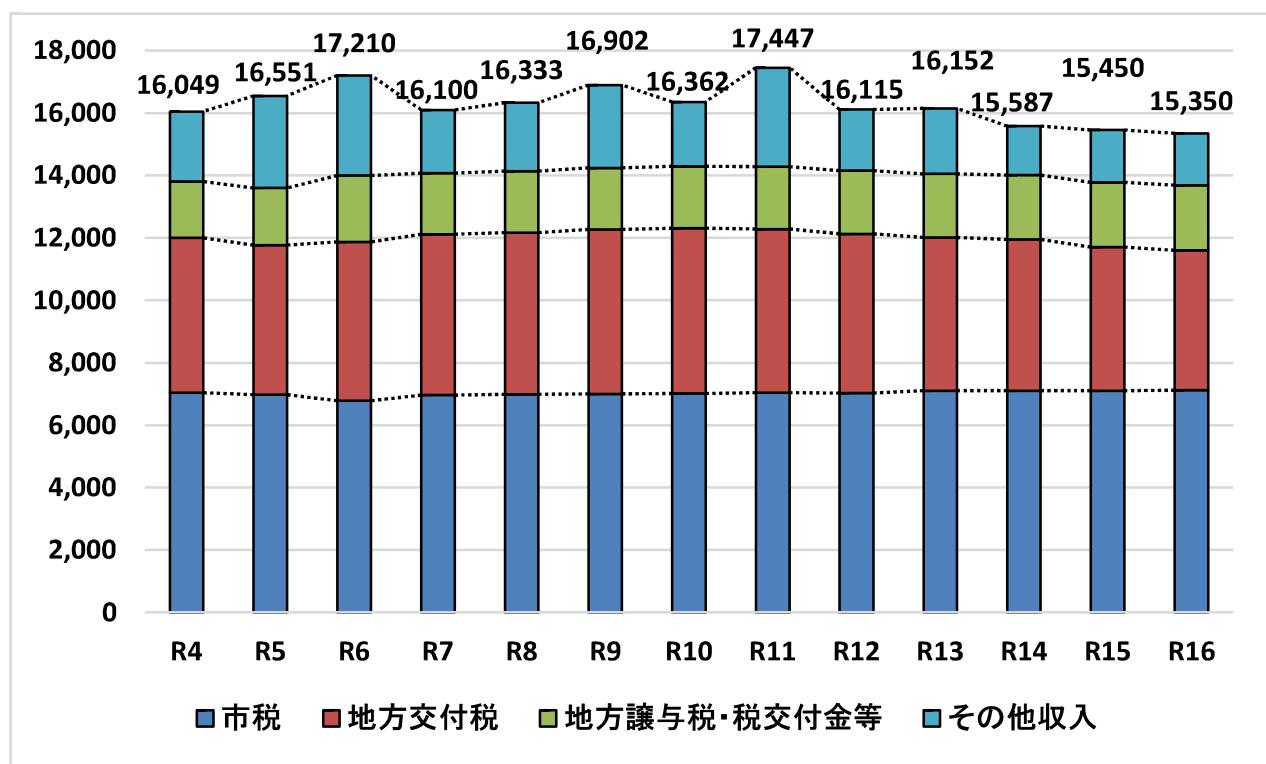
※割合については、小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

(3) 財政見通し

令和7年度から令和16年度までの10年間の財政見通しを示した「財政計画」では、本市の一般会計の一般財源¹ベースの歳入では、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金などの減少があるものの、令和11年度に見込んでいる市有財産の売却収入を除くと、ピークは令和9年度の169億200万円と見込み、令和16年度には153億5,000万円まで減少すると試算しています。

図 歳入の推移

(単位:百万円)



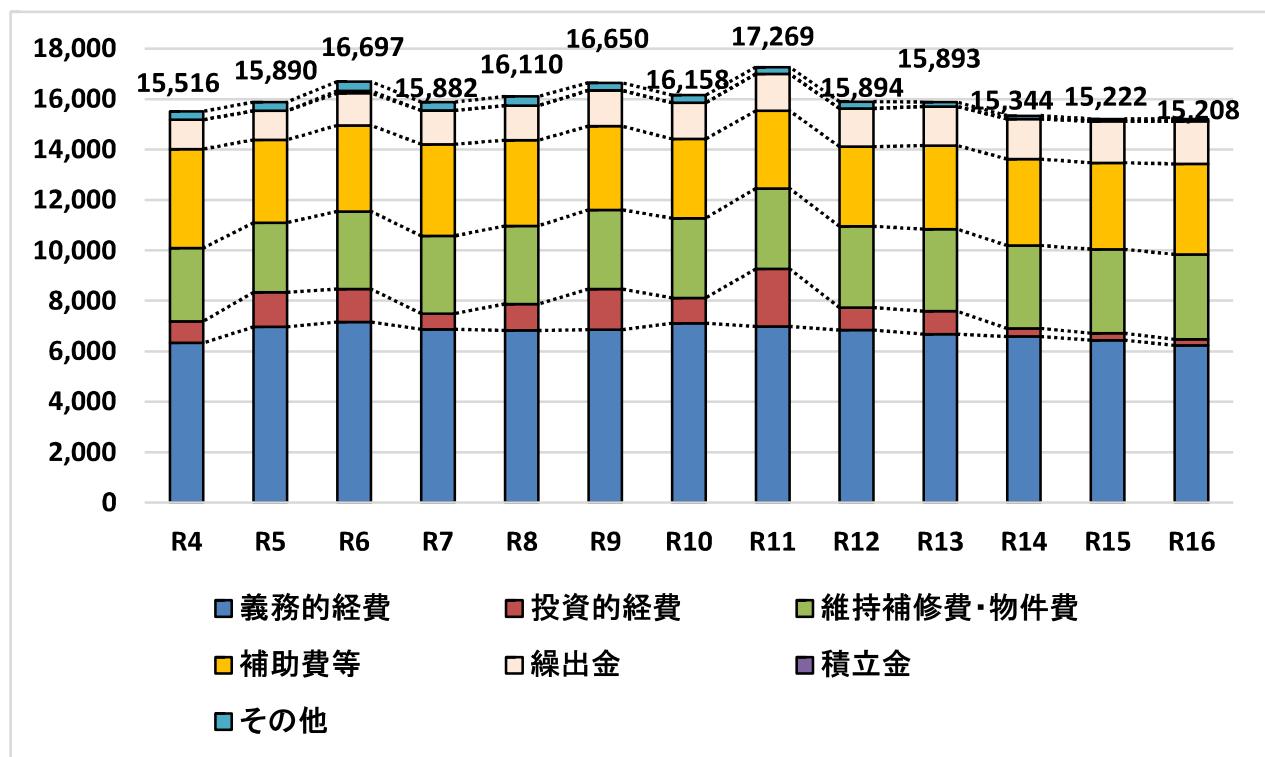
【資料】R4～R6は決算額、R7は決算見込額、R8～R16は財政計画の推計額

¹ 一般財源とは、使途が特定されていない、地方公共団体が自らの裁量で使用できる財源のこと。このうち市税は、市が自ら調達する自主財源となる。

一方、歳出についても、歳入と同様、令和11年度を除くと、令和9年度をピークに、減少すると見込んでいます。

図 歳出の推移

(単位:百万円)

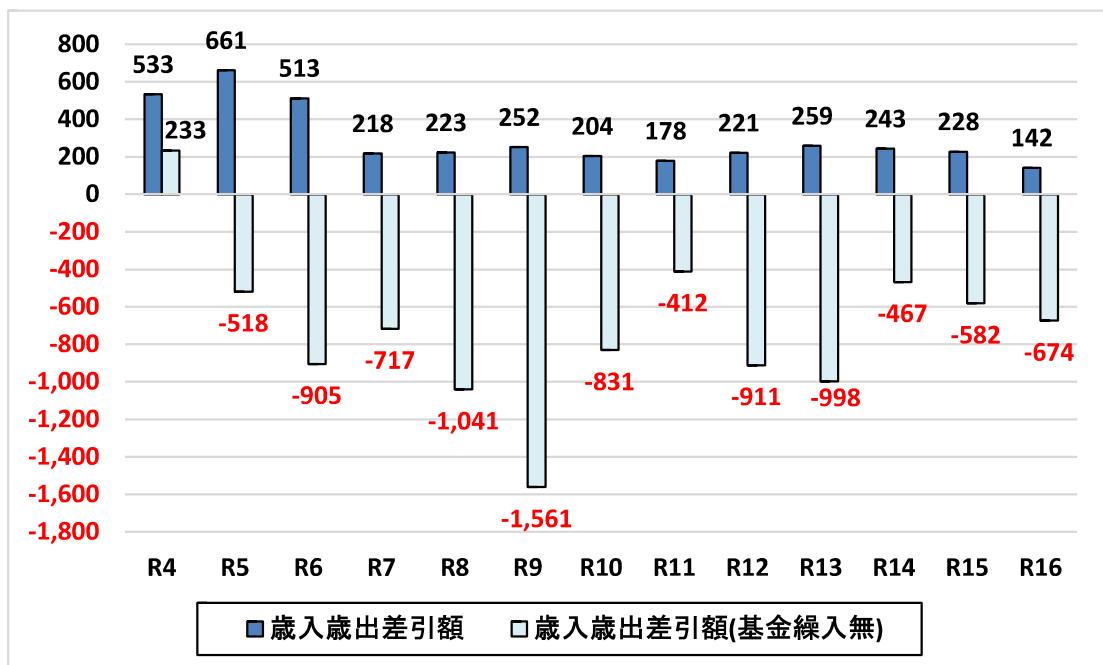


【資料】R4～R6は決算額、R7は決算見込額、R8～R16は財政計画の推計額

上記の歳入・歳出は基金の繰入を含めて試算しており、基金の繰入を試算に含めない場合、歳入歳出差引額は令和5年度以降マイナスに転じます。また試算通りに基金の繰入を行った場合、令和4年度時点で14,541百万円あった基金は令和16年度には3,391百万円まで減少し、厳しい財政状況が続くことが想定されます。

図 歳入歳出差引額の推移

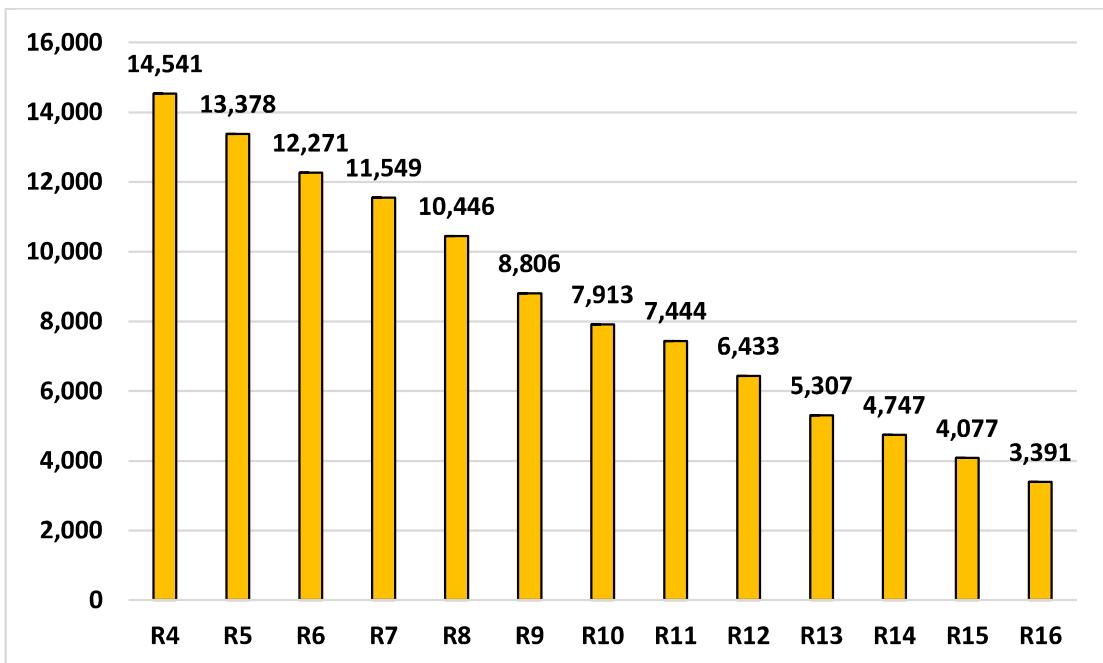
(単位:百万円)



【資料】R4～R6は決算額、R7は決算見込額、R8～R16は財政計画の推計額

図 基金残高の推移

(単位:百万円)



【資料】R4～R6は決算額、R7は決算見込額、R8～R16は財政計画の推計額

2 公共施設等の状況

(1) 公共施設

本市が所有する公共施設は、令和7年3月末時点で113施設あり、延床面積が188,619m²になります。施設区分別の数では、生涯学習施設が最も多く31施設、ついで保健福祉施設が20施設、市営住宅が17施設、環境衛生、防災施設が16施設となっています。また本市では公共施設の確実な総数を把握するため、令和6年度に固定資産台帳と公有財産台帳の突合による精緻化を行つたことや、施設分類の整理を行つたため、前計画より施設数が増加しております。

①施設分類

施設区分	主な施設	施設数	延床面積(m ²)	割合
1-1 市庁舎等	市庁舎、ケーブルテレビ、市民病院、消防署など	7	27,513	14.6%
1-2 学校施設	小中学校、こども園、学校給食センター	14	79,059	41.9%
1-3 生涯学習施設	文化会館、図書館、公民館、屋内(屋外)体育施設など	31	30,886	16.4%
1-4 保健福祉施設	保育園、児童館、福祉センター、アフタースクール施設など	20	17,771	9.4%
1-5 観光、産業振興施設	観光施設、産業展示館、道の駅など	8	7,438	3.9%
1-6 環境衛生、防災施設	リサイクルヤード、防災備蓄倉庫など	16	1,677	0.9%
1-7 市営住宅	公営住宅	17	24,275	12.9%
合 計		113	188,619	100.0%

※数値は令和7年3月31日現在

②公共施設保有一覧

なお上記の精緻化等により増えた施設には施設名の後ろに※を記載しております。

1-1 市庁舎等【7施設】

施設名称	所在地	棟数	延床面積(m ²)
加東市庁舎	社50	5	9,293.96
旧滝野庁舎	下滝野1269-2	6	3,222.31
旧東条庁舎	天神125	2	1,407.11
加東ケーブルビジョン	木梨1134-58	1	600.00
旧TCC局※	下滝野1269-2	2	449.20
加東消防署	上中778-52	3	2,586.62
加東市民病院	家原85	5	9,954.00
計		24	27,513.20

1-2 学校施設【14施設】

施設名称	所在地	棟数	延床面積(m ²)
旧社小学校	社1550	13	7,186.19
旧福田小学校	沢部613-1	9	4,825.54
旧米田小学校	上久米1693	15	3,319.66
旧三草小学校	上三草118	14	3,121.40
旧鴨川小学校	平木1308	7	2,304.18
滝野東小学校	新町88	18	6,982.17
滝野南小学校	高岡949	13	4,914.87
社学園小学校、中学校	木梨1134-62	31	20,435.63
滝野中学校	下滝野761	10	6,454.34
東条学園小中学校	天神56	15	13,971.85
学校給食センター	山国2007-125	3	1,935.63
旧社幼稚園	社1630	3	586.30
旧米田こども園	上久米272-2	1	606.27
加東みらいこども園	山国2001-1	4	2,414.59
計		156	79,058.62

1-3 生涯学習施設【31施設】

施設名称	所在地	棟数	延床面積(m ²)
えすたしおんギャラリー(JR滝野駅)	上滝野886-2	1	100.87
交流ふれあい館(JR社町駅)	河高2461-2	1	63.06
やしろ国際学習塾	上三草1175	2	5,271.45
地域交流センター	下滝野1369-1	1	1,810.79
東条文化会館	天神66	1	2,308.00
加古川流域滝野歴史民俗資料館	下滝野1369	2	392.50
明治館	社777	2	681.37
三草藩武家屋敷旧尾崎家	上三草1157	4	214.60
埋蔵文化財収蔵庫(旧福田幼稚園)	東実210	1	455.70
社公民館	木梨1134-60	2	994.71
滝野公民館	下滝野1269-2	1	1,346.63
東条公民館※	岡本1571-1	東条福祉センター とどろき荘に含む	
さんあいセンター	下滝野751	2	1,273.77
コミュニティセンター東条会館	掎鹿谷56	3	1,764.58
東条西ふれあい館	吉井298	2	696.00
中央図書館	社123	2	1,476.26
滝野図書館	下滝野1369-2	1	2,481.19
東条図書館	天神66	1	616.00
社第一体育館	沢部613-1	1	769.10
社武道館	木梨1131	1	1,432.00
滝野体育センター	上滝野1167-5	2	1,095.89
滝野総合公園体育館(スカイピア)	河高4007	1	3,223.37
東条第一体育館	岡本1564-1	1	1,360.35
社第一グラウンド	東実210	1	75.00
社第二グラウンド	藤田473-1	2	199.00
社第三グラウンド	佐保43	1	55.08
グリーンヒル・スタジアム	高岡1091-1	3	68.73
滝野総合公園多目的グラウンド	河高4007	5	326.84
東条グラウンド	岡本1521	1	225.00
東条野球場	長貞1823-33	2	32.90
東条健康の森スポーツ広場	新定724-11	1	75.00
計		51	30,885.74

1-4 保健福祉施設【20施設】

施設名称	所在地	棟数	延床面積(m ²)
窪田隣保館	窪田115-4	1	196.29
社福祉センター	社26	2	1,264.67
旧滝野福祉センターはぴねす滝野	下滝野1283-1	1	2,471.11
東条福祉センターとどろき荘	岡本1571-1	1	2,706.38
福祉施設ラポートやしろ	社25	1	1,256.05
旧東条デイサービスセンター	岡本1571-1	2	882.05
旧東条診療所※	新定559-1	5	2,133.78
旧障害者自立生活支援センター(でんでん虫の家)※	吉井610-7	1	266.81
ケアホームかとう	家原130	5	2,208.84
旧鴨川保育園	平木1308	1	188.45
社児童館「やしろこどものいえ」	東古瀬477-1	2	753.43
滝野児童館(きらら)	下滝野1369-2	1	596.10
やしろなかよしくらぶ	社1-6	1	1,289.78
旧やしろなかよしくらぶ	社1652-1	1	167.49
たきっ子館	新町88	2	367.31
みなみっ子館	高岡949-35	1	122.69
東条げんきクラブ※	崎鹿谷56	コミュニティセンター東条会館に含む	
旧東条げんきクラブ	崎鹿谷233-1	1	168.00
病児病後児保育施設かとっこ	家原85	1	132.00
発達サポートセンター(はぴあ)	木梨1129	1	600.16
計		31	17,771.39

1-5 観光、産業振興施設【8施設】

施設名称	所在地	棟数	延床面積(m ²)
バスターミナル	社930-1	7	190.56
にぎわい交流施設「halK(ハルク)」	社933-1	1	218.26
やしろ鴨川の郷	上鴨川1061-100	12	2,067.52
滝野交流保養館(滝野温泉ぽかぽ)	下滝野1283-1	5	1,037.16
滝野産業展示館(滝野にぎわいプラザ)	河高4028	3	474.20
内水面関連知識普及教育施設アクア東条	黒谷1197-23	1	223.26
産地形成等促進施設・道の駅とうじょう	南山一丁目5-3	1	2,558.15
南山活性化支援施設Mina-Kuru	南山一丁目4-2	2	669.08
計		32	7,438.19

1-6 環境衛生、防災施設【16施設】

施設名称	所在地	棟数	延床面積(m ²)
消防団本部詰所	山国1984	1	139.79
中央防災備蓄倉庫	山国1984	1	342.59
社地区防災備蓄倉庫	家原813-11	1	67.65
福田地区防災備蓄倉庫	沢部613-5	1	53.31
米田地区防災備蓄倉庫	上久米253-10	1	67.65
上福田地区防災備蓄倉庫	上三草985-2他	1	53.31
鴨川地区防災備蓄倉庫	下鴨川209-1	1	53.31
上滝野防災備蓄倉庫	上滝野1167-5	1	42.00
滝野南防災備蓄倉庫	高岡1013-1の一部	1	86.40
東条西防災備蓄倉庫	吉井298	1	108.00
北野防災備蓄倉庫	北野761	水道事業の資産に含む	
東条東防災備蓄倉庫	挾鹿谷56	コミュニティセンター東条会館に含む	
敷残土処理場	敷20	1	111.00
加東市リサイクルヤード	上中753-1	1	322.87
ごみ収集車車庫※	社1-1	1	68.00
社現業詰所※	社1-1	1	160.74
計		14	1,676.62

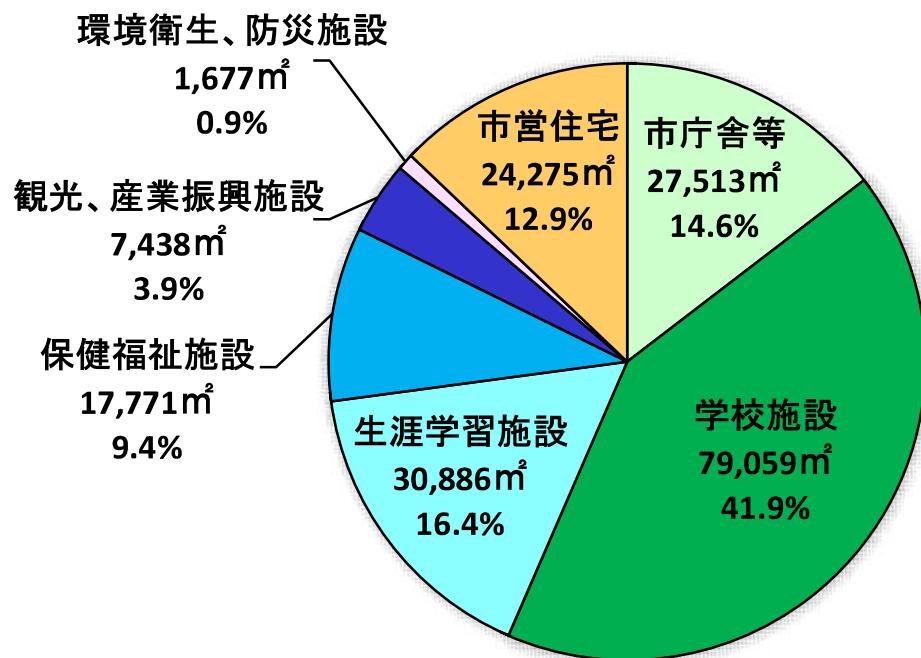
1-7 市営住宅【17施設】

施設名称	所在地	棟数	延床面積(m ²)
小元団地	社1568-1	9	3,103.28
鴨川団地	平木1280	2	441.44
嬉野台団地	山国1949-3・山国2004-1	7	5,897.98
家原(北)団地	家原776-7	3	1,271.72
家原(南)団地	家原616-2	11	3,282.82
下三草団地	下三草375-4・下三草375-2	7	2,010.22
平安団地	蓬田158-10	2	876.40
岩の花団地	藤田944-362	2	674.33
光明寺団地	上滝野1559-38	1	29.75
春日団地	上滝野1056-4・5・6・7・11・14・23	12	480.12
河高団地	河高2578-147	4	1,811.11
高岡団地	高岡711-1	4	1,013.68
新町団地	新町271-1	3	422.34
北野団地	北野314-2・北野319-1	6	1,397.93
森尾団地	岩屋258	1	213.70
敷団地	敷139-1	1	277.02
森団地	森891-1・森895	8	1,071.57
計		83	24,275.41

③公共施設保有割合

施設区分別の延床面積は、学校施設が最も多く全体の41.9%、ついで生涯学習施設が16.4%、市庁舎等が14.6%となっており、この3区分の施設で全体の72.9%を占めています。

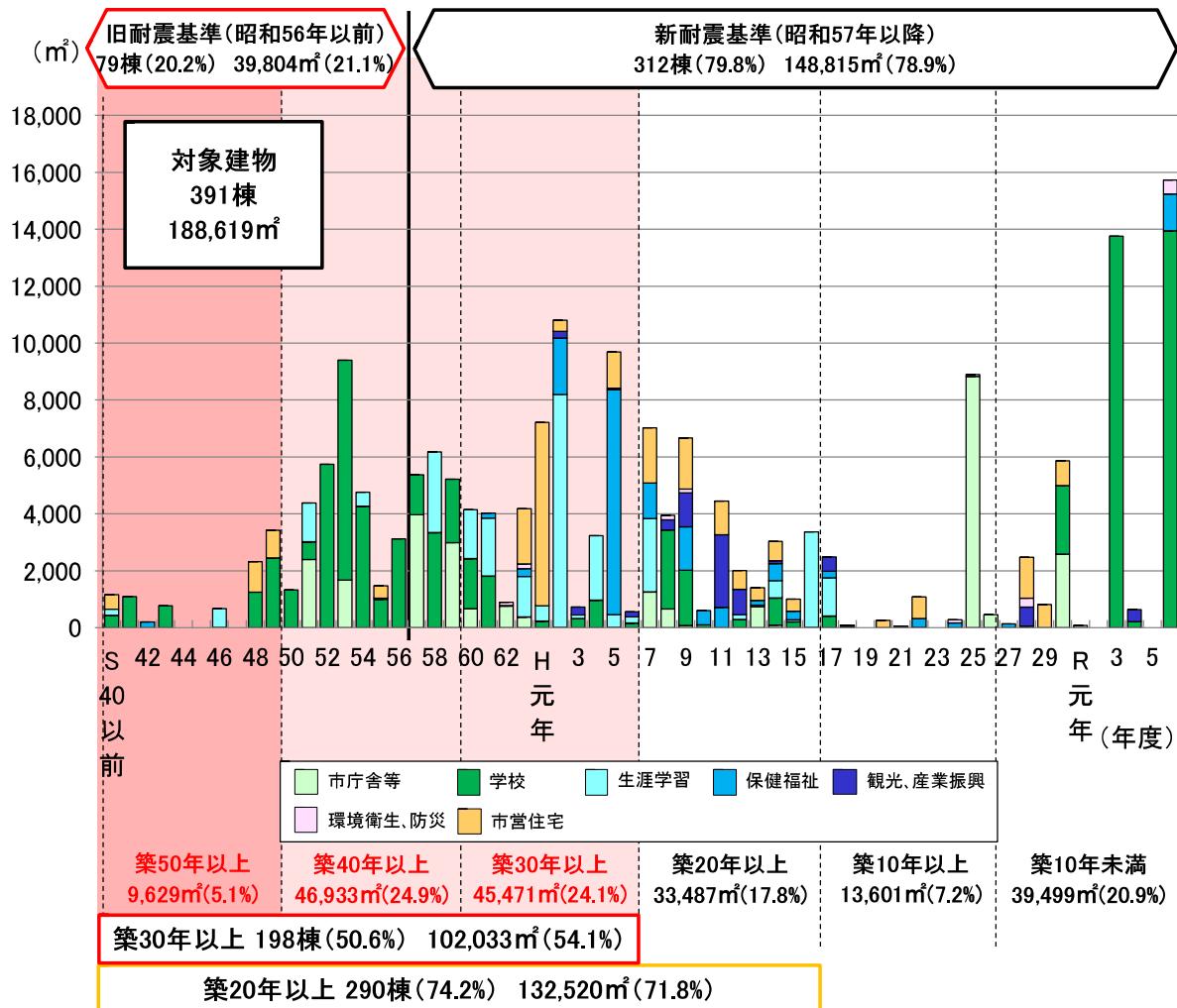
図 公共施設(建物)の延床面積の割合



④公共施設の整備年度別延床面積

整備年度別の延床面積では、昭和56年6月を境とする旧耐震基準の建物が39,804m²で21.1%、新耐震基準の建物が148,815m²で78.9%となっています。一定の大規模改修が必要とされる築30年以上経過した建物の割合は102,033m²で54.1%となっており、昭和50年代に建設された多くの建物が該当します。

図 公共施設の整備年度別延床面積



【注記】昭和53年に発生した宮城県沖地震をきっかけに新耐震基準が定められました。
新耐震基準では、地震による建物の倒壊を防ぐだけでなく、建物内の人間の安全を確保することに主眼がおかれてています。

(2) インフラ施設

本市が管理するインフラ施設は、令和7年3月末時点での市道が537,099m、市道の橋梁が2,769m、水道管が約465km、下水道管が約466km、公園が70箇所となっています。

3 これまでに行った対策の実績と公共施設の推移

(1) これまでに行った対策の実績

「公共施設適正配置計画」に基づき、公共施設の取り壊しや譲渡、転用、貸付、複合化²等の対策を実施しました。これまでに行った主要な対策は以下の通りです。

対策方針	対策内容及び施設写真
統合 取り壊し 転用	<p>令和3・4年度：東条西小学校・東条東小学校・東条中学校を東条学園小中学校に統合。延床面積 約13,972m²増加。 旧東条中学校を解体。延床面積 約4,856m²削減。 旧東条東小学校の一部を解体。延床面積 約2,722m²削減。 令和 5年度：旧東条西小学校の一部を解体。延床面積 約3,694m²削減。 旧コミュニティセンター東条会館を解体。延床面積 約344m²削減。 旧東条東小学校の一部をコミュニティセンター東条会館に転用。 旧東条西小学校の一部を東条西ふれあい館及び東条西防災備蓄倉庫に転用。</p> <div data-bbox="350 1028 869 1394"></div> <div data-bbox="504 1379 739 1412"><p>東条学園小中学校</p></div> <div data-bbox="890 1028 1415 1394"></div> <div data-bbox="963 1379 1369 1412"><p>コミュニティセンター東条会館</p></div> <div data-bbox="350 1540 869 1906"></div> <div data-bbox="504 1891 739 1924"><p>東条西ふれあい館</p></div> <div data-bbox="890 1540 1415 1906"></div> <div data-bbox="1037 1891 1306 1924"><p>東条西防災備蓄倉庫</p></div>

² 複合化とは、施設の建替え等の際に二つ以上の機能を、一つの建物に集約すること。

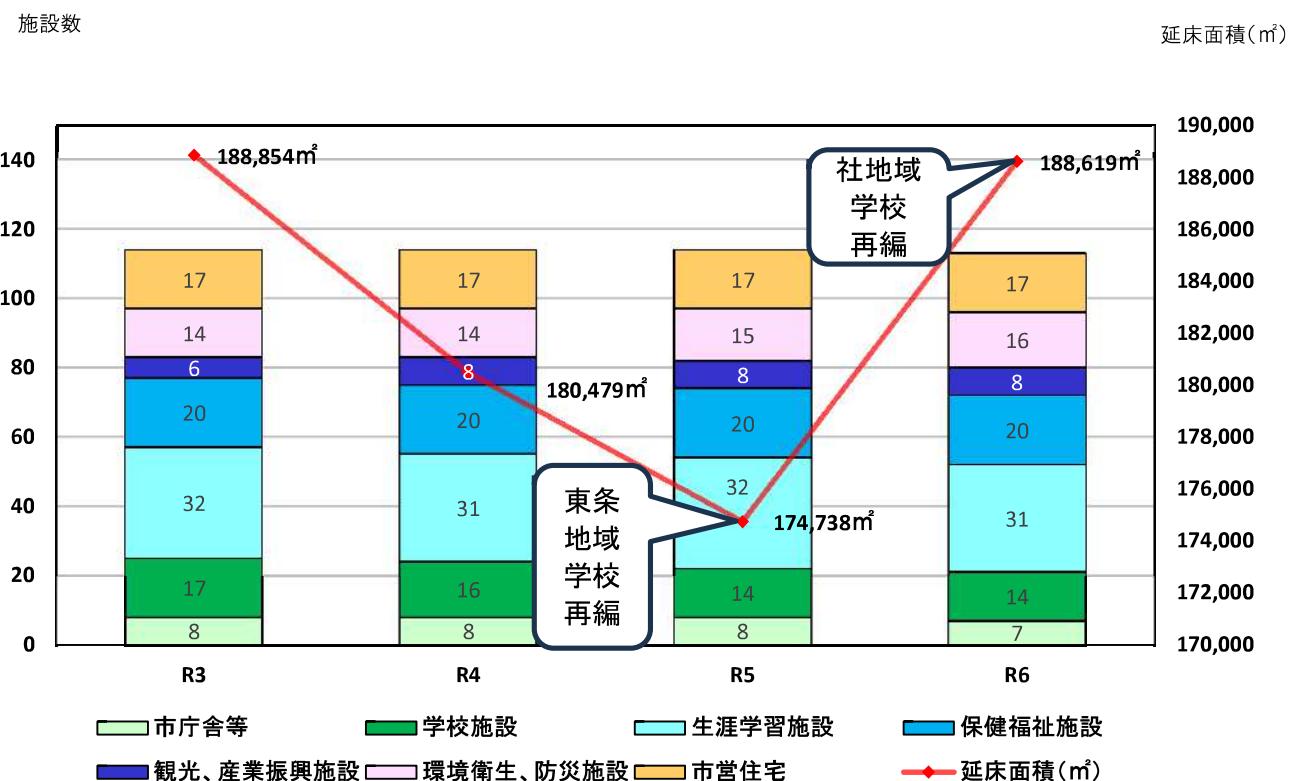
対策方針	対策内容及び施設写真
統合 取り壊し 転用	<p>令和 5年度:社中学校の一部を解体。 延床面積 約6,482m²削減。</p> <p>令和 6年度:社小学校・福田小学校・米田小学校・三草小学校・鴨川小学校・社中学校を社学園小学校、中学校に統合。 延床面積 約13,954m²増加。</p> <p>旧社中学校の一部を社学園小学校、中学校に転用。</p>  <div data-bbox="1039 595 1356 640" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">社学園小学校、中学校</div>
集約化 取り壊し	<p>令和 4年度:東条第一体育館への集約化に伴い、東条第二体育館を用途廃止・解体。 延床面積 約900m²削減。</p>  <div data-bbox="1087 1156 1301 1201" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">東条第二体育館</div> <p>令和 6年度:滝野地域小中一貫校建設に伴い、旧滝野保健センターを解体。 延床面積 約553m²削減。</p>  <div data-bbox="1055 1504 1325 1549" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">旧滝野保健センター</div>
譲渡	<p>令和 6年度:河高交流センターを河高地区へ譲渡。 延床面積 約655m²削減。</p>  <div data-bbox="1055 1897 1301 1942" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">河高交流センター</div>

(2) 公共施設の保有量の推移

本市が所有する公共施設は令和4年3月末時点ですでに188,854m²でしたが、東条地域の小中一貫校整備に伴う再編が完了した令和6年3月末時点では174,738m²に縮減しました。施設数は14施設のまま増減ありませんが、これは老朽化が著しい旧コミュニティセンター東条会館を解体し、旧東条東・旧東条西の小学校をコミュニティセンター等に転用したためです。

令和7年3月末時点では188,619m²と令和6年3月末より13,881m²増加しております。これは社会園小学校、中学校を整備したことによるもので、令和7年度以降社会地域の旧小学校の整理を行いますので、一時的に増加したものとなります。

図 公共施設の施設数及び延床面積の推移



(3) インフラ施設の保有量の推移

本市が管理するインフラ施設の推移は以下の通りです。

2-1 道路

本市が管理する道路は令和4年3月末時点で路線数が963路線、総延長が537,480mありましたが、令和7年3月末時点で路線数が961路線、総延長が537,099mとなっています。

路線数は2路線減少し、延長は381m減少しています。

表 道路の推移

種別	路線数			総延長 (m)		
	R4.3.31	R7.3.31	増減	R4.3.31	R7.3.31	増減
1級	48	47	-1	71,810	71,588	-222
2級	45	45	0	67,963	67,963	0
その他	870	869	-1	397,707	397,548	-159
合計	963	961	-2	537,480	537,099	-381

2-2 橋梁

本市が管理する橋梁は令和4年3月末時点で242橋、総橋長2,788mありましたが、令和7年3月末時点で238橋、総橋長2,769mとなっています。

橋梁数は4橋減少し、総橋長は19m減少しています。

表 橋梁の推移

	橋梁数			総橋長 (m)		
	R4.3.31	R7.3.31	増減	R4.3.31	R7.3.31	増減
合計	242	238	-4	2,788	2,769	-19

2-3 水道

本市が管理する水道は令和4年3月末時点で管渠延長が450.64km、取水場が5箇所、浄水場が3箇所、ポンプ所が12箇所、配水池が20箇所でしたが、令和7年3月末時点で管渠延長が465.12km、取水場が4箇所、浄水場が2箇所、ポンプ所が12箇所、配水池が20箇所となっています。

管渠延長が14.48km増加、取水場・浄水場が1箇所減少、その他は増減がありません。

表 水道の推移

種別	数量		
	R4.3.31	R7.3.31	増減
管渠延長 (Km)	450.64	465.12	14.48
取水場 (箇所)	5	4	-1
浄水場 (箇所)	3	2	-1
ポンプ所 (箇所)	12	12	0
配水池 (箇所)	20	20	0

2-4 下水道

本市が管理する下水道は令和4年3月末時点で管渠延長が464.4km、処理場が7箇所、ポンプ場が209箇所でしたが、令和7年3月末時点で管渠延長が466.4km、処理場が4箇所、ポンプ場が210箇所となっています。

管渠延長が2km増加、処理場が3箇所減少、ポンプ場が1箇所増加しています。

表 下水道の推移

種別	数量		
	R4.3.31	R7.3.31	増減
管渠延長 (Km)	464.4	466.4	2
処理場 (箇所)	7	4	-3
ポンプ場 (箇所)	209	210	1

2-5 公園

本市が管理する公園は令和4年3月末時点で街区公園が31箇所、近隣公園が3箇所、総合公園が2箇所、都市緑地が13箇所、その他公園が21箇所あり、令和7年3月末時点においても増減はありません。

表 公園の推移

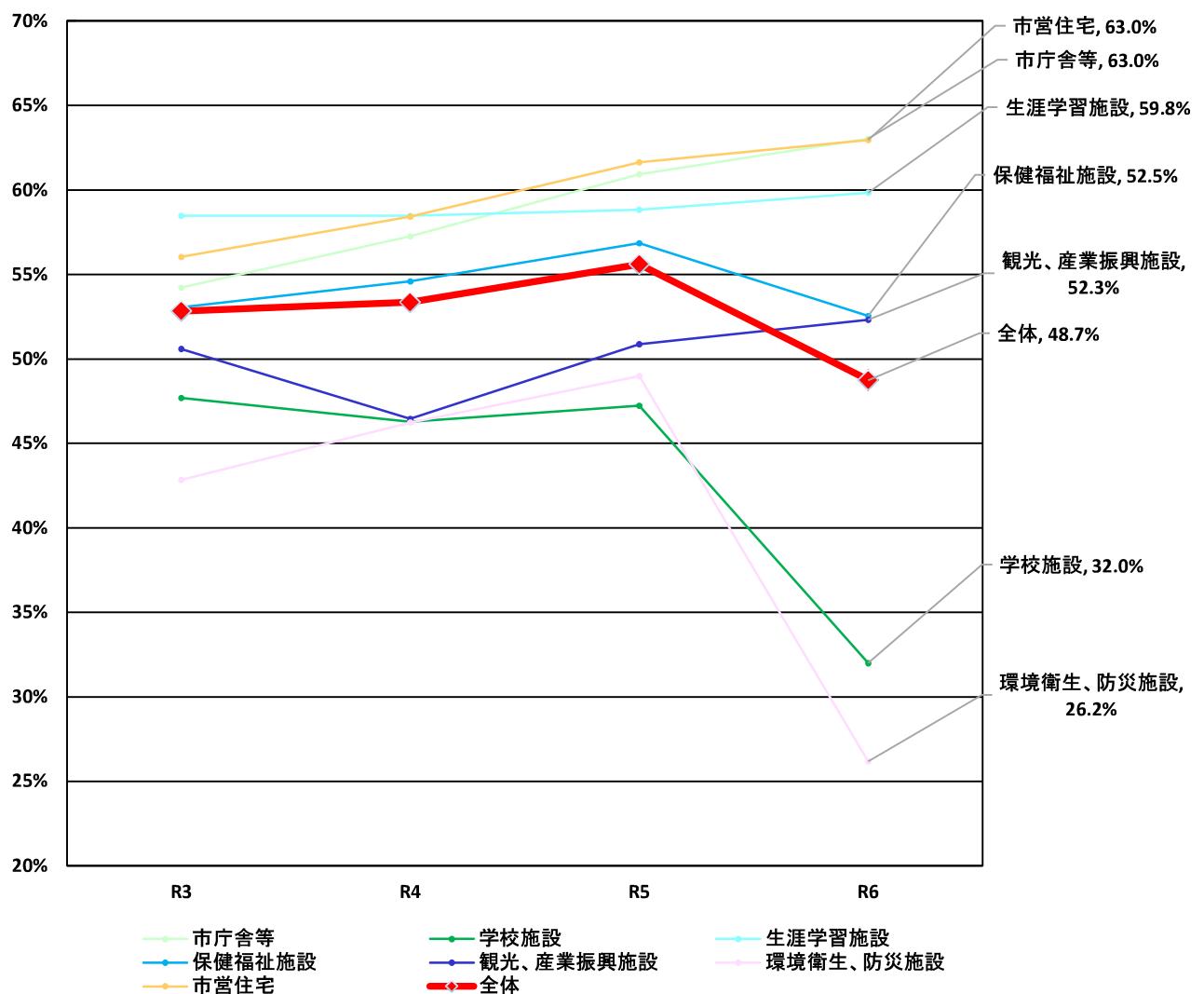
公園種別	数（箇所）			面積（ha）		
	R4.3.31	R7.3.31	増減	R4.3.31	R7.3.31	増減
都市公園	49	49	0	36.31	36.31	0
街区公園	31	31	0	8.56	8.56	0
近隣公園	3	3	0	6.4	6.4	0
総合公園	2	2	0	14.1	14.1	0
都市緑地	13	13	0	7.25	7.25	0
その他公園	21	21	0	6.21	6.21	0
合計	70	70	0	42.52	42.52	0

(4) 公共施設の有形固定資産減価償却率の推移

有形固定資産減価償却率とは、有形固定資産のうち、建物等の償却資産の取得価額等に対する減価償却累計額の割合を計算することにより、法定耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのかを全体として把握することができる指標であり、次の計算式で求めることができます。

$$\text{有形固定資産減価償却率} = \text{減価償却累計額} / \text{取得価額(再調達価額)}$$

図 公共施設の有形固定資産減価償却率の推移



ただし、有形固定資産減価償却率は、長寿命化工事の取り組みによる使用期間の延長効果等を反映しておらず、施設の老朽化度合や安全性の低さを直接的に示すものではないことに留意が必要です。令和7年3月末時点で、本市が所有する公共施設の有形固定資産減価償却率は全体で48.7%となっています。そのうち、施設の区分別で最も高いのは市庁舎等と市営住宅が63.0%、ついで生涯学習施設が59.8%、保健福祉施設が52.5%、観光、産業振興施設が52.3%となっています。

(5) インフラ施設の有形固定資産減価償却率の推移

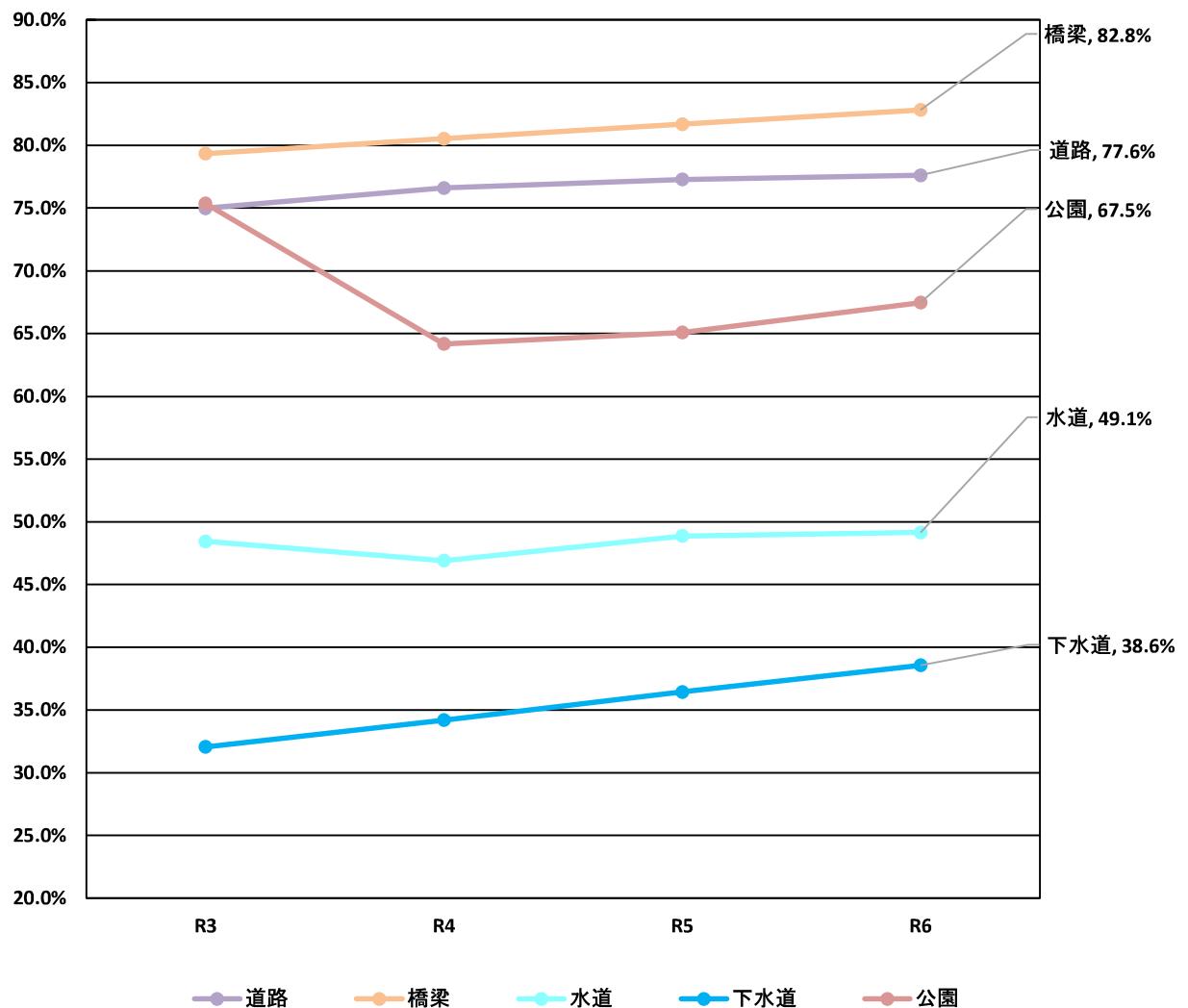


図 インフラ施設の有形固定資産減価償却率の推移

令和7年3月末時点で、本市が所有するインフラ施設のうち、有形固定資産減価償却率が最も高いものは橋梁で82.8%となっており、ついで道路が77.6%、公園が67.5%、水道が49.1%、下水道が38.6%となっています。

4 公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み

(1) 公共施設の維持管理・更新等に係る経費

本市の公共施設について、全ての施設を耐用年数経過時に単純更新するとした場合(改築型)、今後40年間(令和7年度～令和46年度)での経費総額は1,516.1億円で、1年あたり37.9億円となっています。

それに対し、適切な長寿命化工事や公共施設保全計画(個別施設計画)に記載の施設再編を進めた場合(長寿命化型)、今後40年間(令和7年度～令和46年度)での総額は、1,342.5億円となっており、173.6億円のコスト削減効果が見込めます。

図 今後40年間の公共施設の維持管理・更新等に係る経費の見込み(改築型)

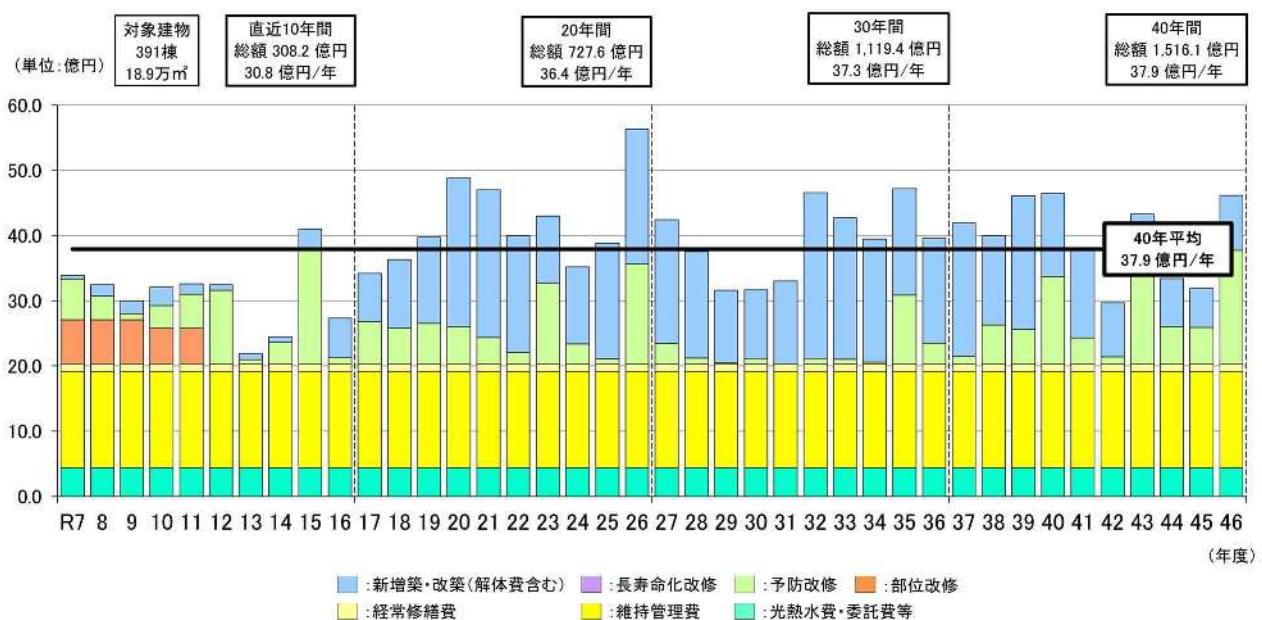
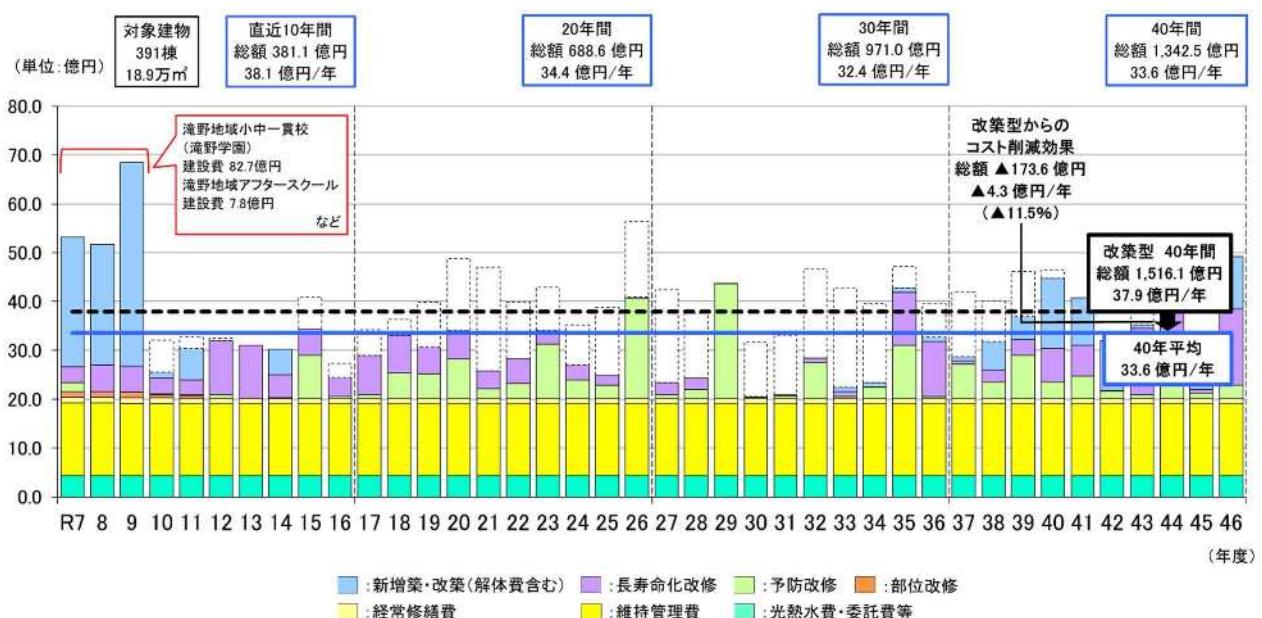


図 今後40年間の公共施設の維持管理・更新等に係る経費の見込み(長寿命化型)



(2) 公共施設の維持管理・更新等に係る経費の試算方法

(1)に示した公共施設の維持管理・更新等に係る経費は、以下の条件で試算しました。

なお、本計画の期間は、令和8年度から令和17年度までの10年間ですが、公共施設等の状況については、令和7年3月末時点の情報で整理していること及び中長期的な視点から長寿命化対策等の効果額を算出するために令和7年度から令和46年度までの40年間で試算しています。

①全ての施設を耐用年数経過時に単純更新とした場合(改築型)の試算条件

項目	内容
改築(建替え)	<input type="checkbox"/> 建築後60年で改築(建替え)を実施する。 <input type="checkbox"/> 設計から施工まで複数年度にわたることを考慮し、3年間で工事費を均等配分する。 <input type="checkbox"/> 試算上の初年度時点で改築(建替え)の実施年度を越えている建物(建築後60年以上の建物)は、早期に工事を実施するものとして、最初の5年間で工事費を均等配分する(積み残しの取り扱い)。
長寿命化改修	
予防改修	<input type="checkbox"/> 建築後20年周期で予防改修を実施する(改築(建替え)時・長寿命化改修時は除く)。 <input type="checkbox"/> 工事費は、单年度で計上する。
部位改修	<input type="checkbox"/> 躯体以外の劣化状況の評価がCまたはDの部位は、直近10年間に改築(建替え)、長寿命化改修、予防改修の予定がない場合に部位改修を実施する。 <input type="checkbox"/> 今後3年以内にD評価の部位の改修を、今後5年以内にC評価の部位の改修を実施する。ただし、改築(建替え)、長寿命化改修、予防改修を今後10年以内に実施する場合を除く。 <input type="checkbox"/> D評価の部位の改修は、最初の3年間で工事費を均等配分する。 <input type="checkbox"/> C評価の部位の改修は、最初の5年間で工事費を均等配分する。 <input type="checkbox"/> C評価またはD評価の部位が複数個所ある場合は、全て積み上げて工事費を計上する。
廃止(解体)	
経常修繕費	<input type="checkbox"/> 過去2年(令和5年度～令和6年度)の実績額の平均値を毎年度計上する。 <input type="checkbox"/> 令和7年度までに用途を廃止した社地域小学校などの施設と社学園小学校、中学校については、令和7年度当初予算額などを毎年度計上する。 (該当施設)
維持管理費	旧社小学校、旧福田小学校、旧米田小学校、旧三草小学校、旧鴨川小学校、社学園小学校、中学校、旧社幼稚園、旧米田こども園、旧鴨川保育園、旧やしろなかよしくらぶ、旧東条げんきクラブ
光熱水費・委託費等	<input type="checkbox"/> 経常修繕費:修繕料 <input type="checkbox"/> 維持管理費:保険料、保守・点検委託料、清掃・警備委託料、借地料、償還利子、その他支出 <input type="checkbox"/> 光熱水費・委託費等:光熱水費、指定管理委託料

※学校施設の長寿命化計画の見直しに向けたコスト試算等に係る解説書(令和5年3月 文部科学省)を参考にしています。

②適切な長寿命化工事や公共施設保全計画(個別施設計画)に記載の施設再編を進めた場合
(長寿命化型)の試算条件

項目	内容
改築(建替え)	<input type="checkbox"/> 建築後80年で改築(建替え)を実施する。 <input type="checkbox"/> 設計から施工まで複数年度にわたることを考慮し、3年間で工事費を均等配分する。
長寿命化改修	<input type="checkbox"/> 建築後40年で長寿命化改修を実施する。 <input type="checkbox"/> 設計から施工まで複数年度にわたることを考慮し、2年間で工事費を均等配分する。 <input type="checkbox"/> 試算上の初年度時点で長寿命化改修の実施年度を越えている建物(建築後40年以上の建物)は、早期に工事を実施するものとして、最初の10年間で工事費を均等配分する(積み残しの取り扱い)。
予防改修	<input type="checkbox"/> 建築後20年周期で予防改修を実施する(改築(建替え)時・長寿命化改修時は除く)。 <input type="checkbox"/> 工事費は、単年度で計上する。
部位改修	<input type="checkbox"/> 躯体以外の劣化状況の評価がCまたはDの部位は、直近10年間に改築(建替え)、長寿命化改修、予防改修の予定がない場合に部位改修を実施する。 <input type="checkbox"/> 今後3年以内にD評価の部位の改修を、今後5年以内にC評価の部位の改修を実施する。ただし、改築(建替え)、長寿命化改修、予防改修を今後10年以内に実施する場合を除く。 <input type="checkbox"/> D評価の部位の改修は、最初の3年間で工事費を均等配分する。 <input type="checkbox"/> C評価の部位の改修は、最初の5年間で工事費を均等配分する。 <input type="checkbox"/> C評価またはD評価の部位が複数箇所ある場合は、全て積み上げて工事費を計上する。 <input type="checkbox"/> 今後10年以内に長寿命化改修を実施する建物は、長寿命化改修費からA評価の部位改修相当額を差し引く。
廃止(解体)	<input type="checkbox"/> 公共施設保全計画(個別施設計画)の施設の方針(方向性)において、計画期間内に廃止を予定している施設は、一部売却予定の施設を除き、解体を実施する。
経常修繕費	<input type="checkbox"/> 過去2年(令和5年度～令和6年度)の実績額の平均値を毎年度計上する。 <input type="checkbox"/> 令和7年度までに用途を廃止した社地域小学校などの施設と社学園小学校、中学校については、令和7年度当初予算額などを毎年度計上する。 (該当施設)
維持管理費	旧社小学校、旧福田小学校、旧米田小学校、旧三草小学校、旧鴨川小学校、社学園小学校、中学校、旧社幼稚園、旧米田こども園、旧鴨川保育園、旧やしろなかよしくらぶ、旧東条げんきクラブ <input type="checkbox"/> 公共施設保全計画(個別施設計画)の施設の方針(方向性)において、計画期間内に廃止を予定している施設は、廃止(解体・売却)実施年度以降の経費は発生しないものとして、差し引く。
光熱水費・委託費等	<input type="checkbox"/> 経常修繕費:修繕料 <input type="checkbox"/> 維持管理費:保険料、保守・点検委託料、清掃・警備委託料、借地料、償還利子、その他支出 <input type="checkbox"/> 光熱水費・委託費等:光熱水費、指定管理委託料
個別の設定	<input type="checkbox"/> 上記の基本条件により算出された試算結果をもとに、過去の改修履歴、公共施設保全計画(個別施設計画)の施設の方針(方向性)、今後実施予定の主な工事(事業)などの情報から、建物ごとに個別に条件を設定(調整)する。 例①. 過去の改修履歴から、長寿命化改修及び予防改修の実施時期を変更。 例②. 令和7年度～令和9年度に改築(建替え)予定の建物の工事費を個別計上する。 例③. 廃止を検討するため、改築(建替え)、長寿命化改修、予防改修、部位改修は実施しない。

※学校施設の長寿命化計画の見直しに向けたコスト試算等に係る解説書(令和5年3月 文部科学省)を参考にしています。

③試算単価(改築・長寿命化改修・予防改修・部位改修)

施設区分	主な対象建物	単価(円/m ²)							
		改築 工期:3年	長寿命化改修 (改築×60%) 工期:2年	予防改修 (改築×25%) 工期:1年	部位改修				
					屋根・屋上 (改築×3.5%)	外壁 (改築×5.1%)	内部仕上 (改築×5.6%)	電気設備 (改築×4.0%)	機械設備 (改築×3.7%)
1-1 市庁舎等	庁舎、倉庫、車庫など	400,000	240,000	100,000	14,000	20,400	22,400	16,000	14,800
1-2 学校施設	校舎、園舎、部室など	330,000	198,000	82,500	11,550	16,830	18,480	13,200	12,210
1-3-1 生涯学習施設(文化、学習系施設)	ホール、公民館など	400,000	240,000	100,000	14,000	20,400	22,400	16,000	14,800
1-3-2 生涯学習施設(社会体育施設)	管理棟、便所など	360,000	216,000	90,000	12,600	18,360	20,160	14,400	13,320
1-4 保健福祉施設	園舎など	330,000	198,000	82,500	11,550	16,830	18,480	13,200	12,210
1-4 保健福祉施設	介護施設、診療所など	360,000	216,000	90,000	12,600	18,360	20,160	14,400	13,320
1-5 観光、産業振興施設	交流施設、浴場など	400,000	240,000	100,000	14,000	20,400	22,400	16,000	14,800
1-6 環境衛生、防災施設	倉庫、車庫、詰所など	360,000	216,000	90,000	12,600	18,360	20,160	14,400	13,320
1-7 市営住宅	住宅、集会所など	280,000	168,000	70,000	9,800	14,280	15,680	11,200	10,360

施設区分	主な対象建物	単価(円/m ²)							
		改築 工期:3年	長寿命化改修 (改築×60%) 工期:2年	予防改修 (改築×22%) 工期:1年	部位改修				
					屋根・屋上 (改築×3.0%)	外壁 (改築×3.5%)	内部仕上 (改築×5.6%)	電気設備 (改築×4.8%)	機械設備 (改築×1.7%)
1-2 学校施設	屋内運動場など	330,000	198,000	72,600	9,900	11,550	18,480	15,840	5,610
1-3-2 生涯学習施設(社会体育施設)	体育館、武道館など	360,000	216,000	78,200	10,800	12,600	20,160	17,280	6,120

※改築:公共施設等更新費用試算ソフト(総務省)の更新(建替え)単価を参考にしています。

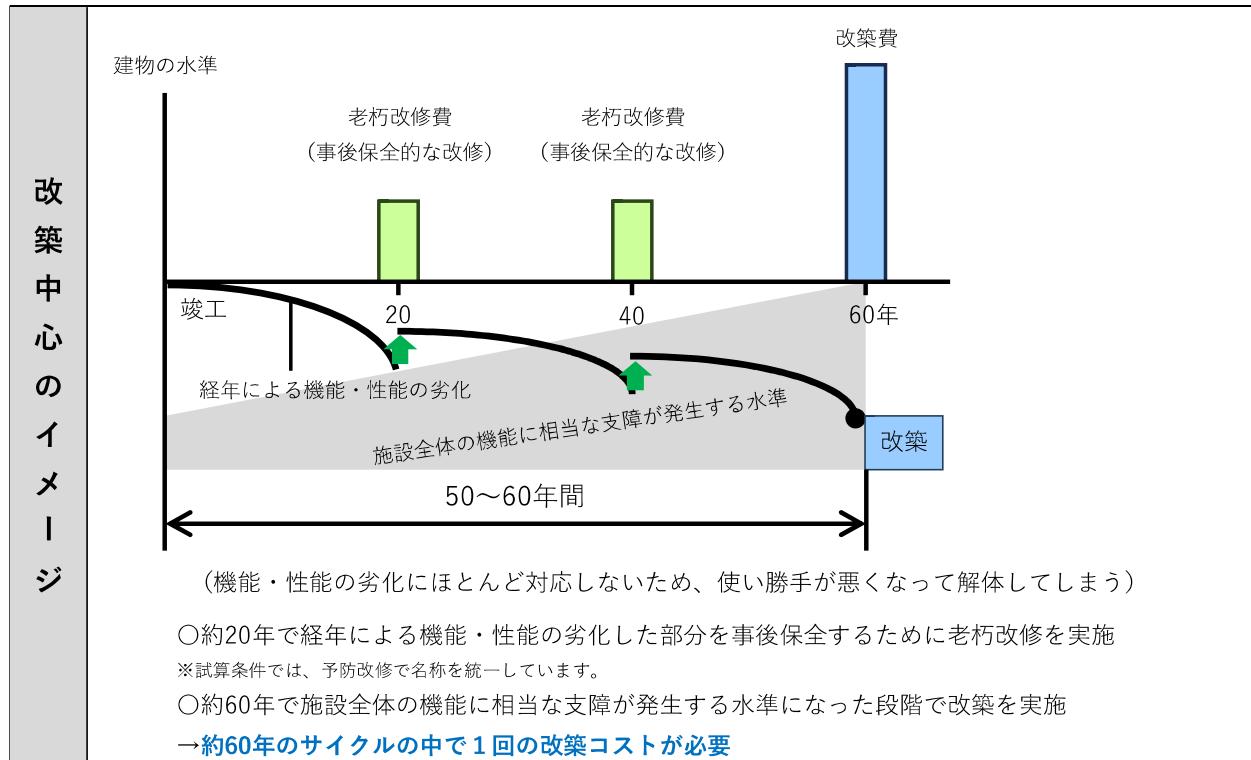
※長寿命化改修、予防改修、部位改修:学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書(平成29年3月 文部科学省)付属ソフトの初期設定割合を参考にしています。

④試算単価(廃止(解体))

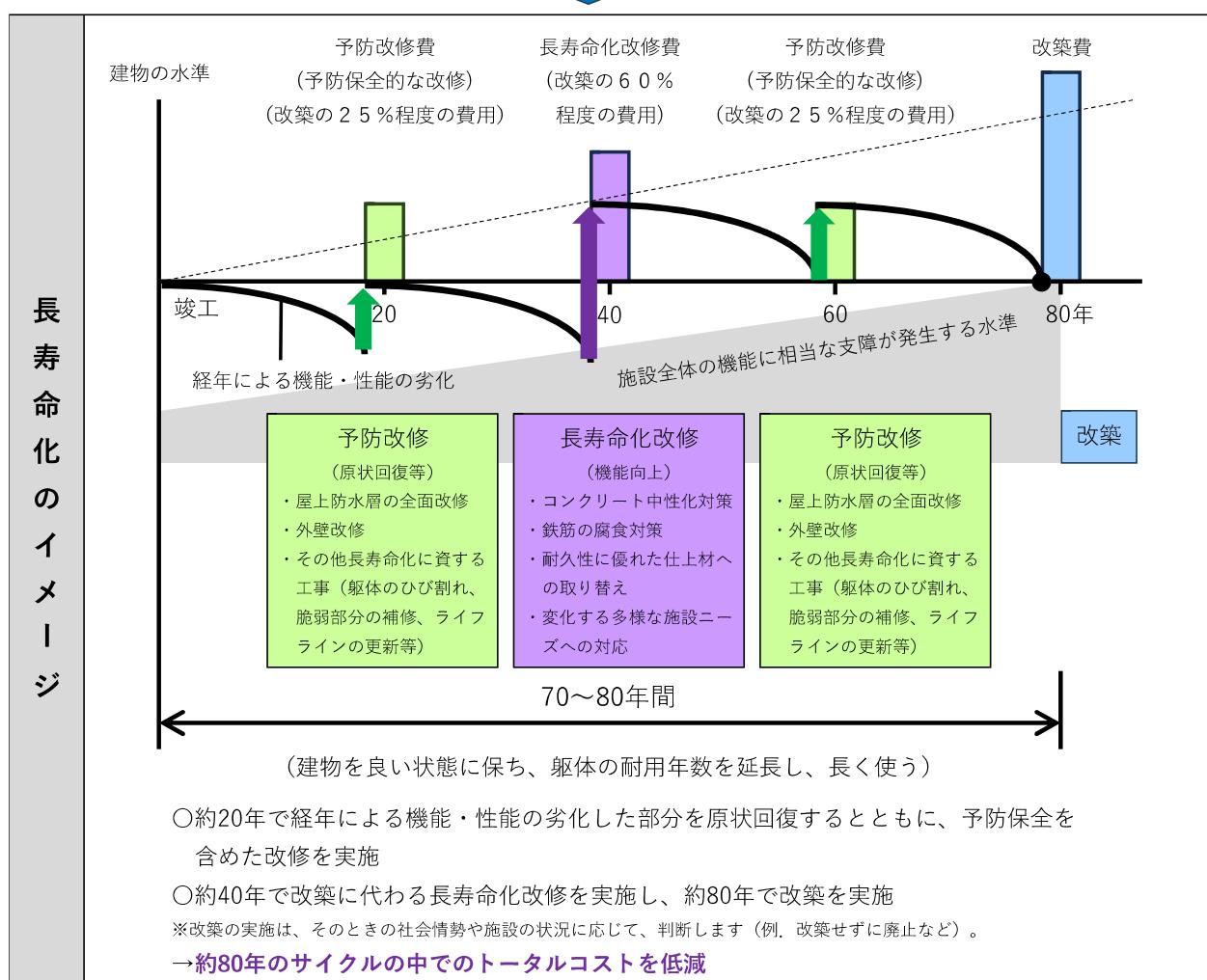
施設区分	主な対象建物	単価(円/m ²)	
		廃止(解体) 工期:1年	
1-1 市庁舎等	庁舎、倉庫、車庫など	48,510	
1-2 学校施設	校舎、部室など	41,690	
1-2 学校施設	園舎など	48,510	
1-2 学校施設	屋内運動場など	54,780	
1-3-1 生涯学習施設(文化、学習系施設)	ホール、公民館など	48,510	
1-3-2 生涯学習施設(社会体育施設)			
1-4 保健福祉施設	園舎など	48,510	
1-4 保健福祉施設	介護施設、診療所など	48,510	
1-5 観光、産業振興施設			
1-6 環境衛生、防災施設			
1-7 市営住宅			

※令和5年版 建築物のライフサイクルコスト(一般財団法人 建築保全センター)を参考にしています。

改築中心から長寿命化への転換イメージ



長寿命化改修への転換



※学校施設の長寿命化計画の見直しに向けたコスト試算等に係る解説書(令和5年3月 文部科学省)を参考にしています。

(3) インフラ施設の維持管理・更新等に係る経費

本市のインフラ施設について、耐用年数経過時に単純更新すると想定した場合(改築型)、今後40年間(令和7年度～令和46年度)での総額は、1,138.3億円で1年あたり28.5億円となっています。

それに対し、各長寿命化計画等に基づき適切な管理を行った場合(長寿命化型)、今後40年間(令和7年度～令和46年度)での総額は、683.0億円となっており、455.3億円のコスト削減効果が見込めます。

図 今後40年間のインフラ施設の維持管理・更新等に係る経費の見込み(改築型)

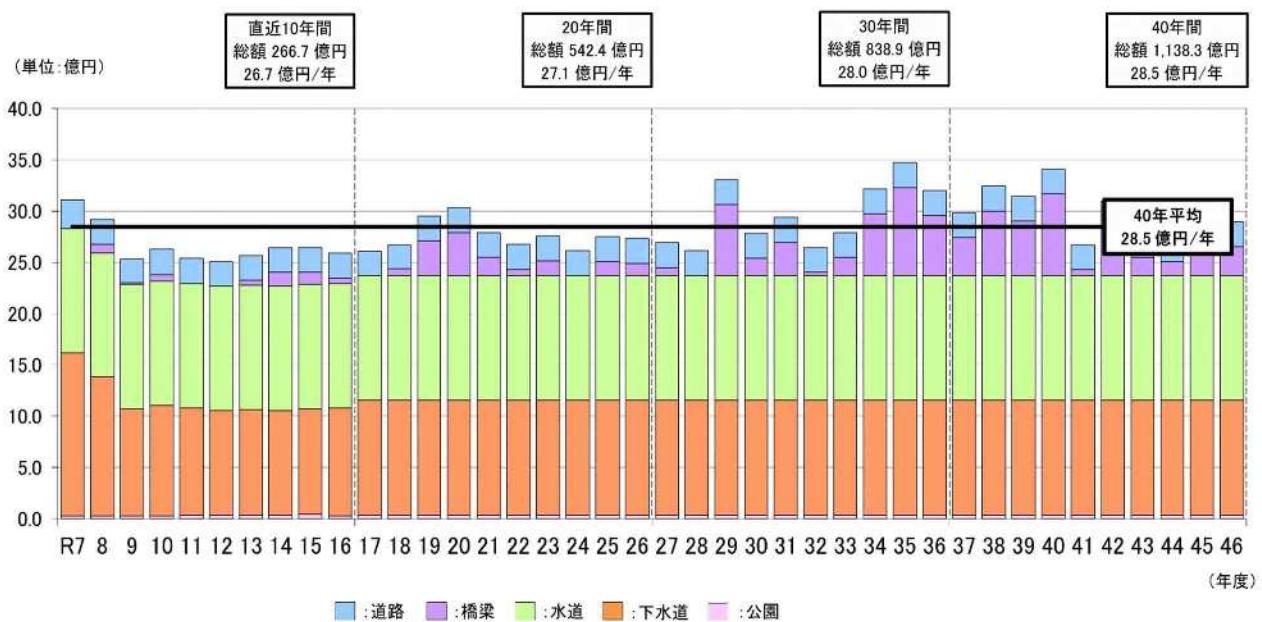
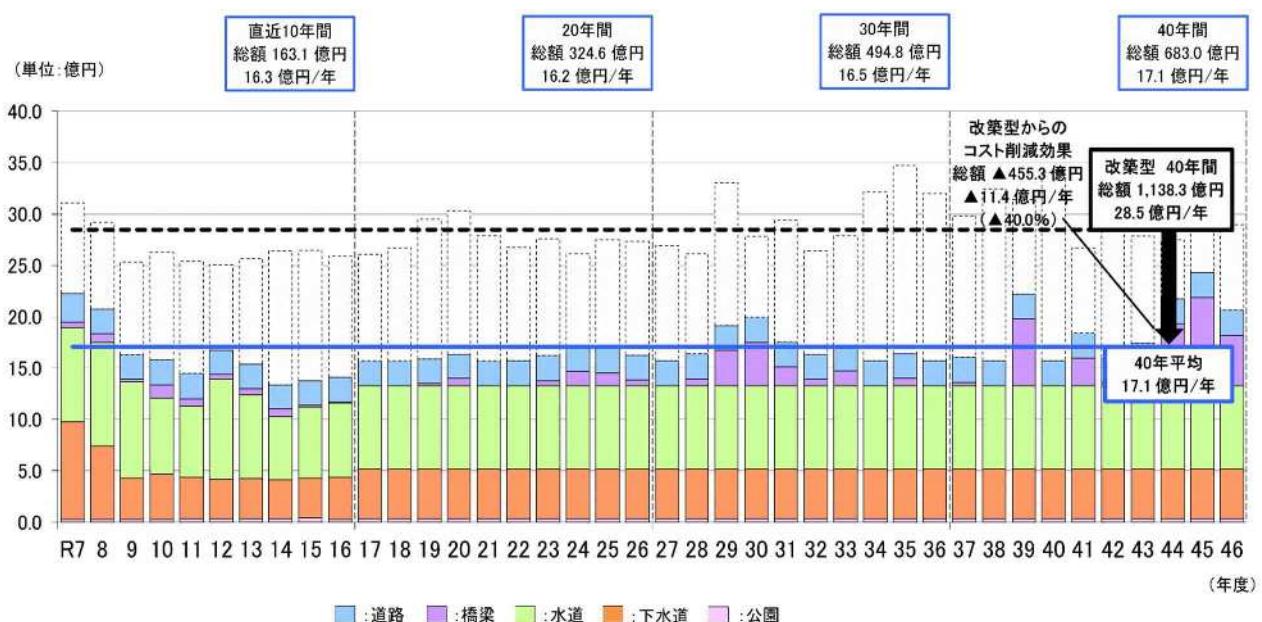


図 今後40年間のインフラ施設の維持管理・更新等に係る経費の見込み(長寿命化型)



(4) インフラ施設の維持管理・更新等に係る経費の試算方法

インフラ施設の維持管理・更新等に係る経費の試算方法については、以下の通りです。

インフラ施設についても、公共施設と同様に令和7年度から令和46年度までの40年間で試算しています。

①耐用年数経過時に単純更新すると想定した場合(改築型)の試算条件

項目	計画、経営戦略等の名称	策定・改訂年度	内容
2-1 道路 維持管理・修繕	舗装修繕計画	令和6年度	<p>□令和7年度～令和21年度は、修繕費用の平準化を行った結果の金額を計上する。</p> <p>□令和22年度以降は、令和7年度～令和21年度までの修繕費用の平準化を行った結果の金額の平均値を毎年度計上する。</p>
2-1 道路 維持管理・修繕	法面工・土木構造物維持修繕計画	令和6年度	<p>□令和7年度～令和11年度は、法面工・土木構造物修繕整備工程計画の金額を計上する。</p> <p>□令和12年度以降は、令和7年度～令和11年度までの法面工・土木構造物修繕整備工程計画の金額の平均値を毎年度計上する。</p>
2-1 道路 改修	決算統計(21表、22表)	令和5年度 令和6年度	<p>□普通建設事業費(7土木費 (1)道路)の過去2年(令和5年度～令和6年度)の実績額の平均値を毎年度計上する。</p>
2-1 道路 更新等			
2-2 橋梁 維持管理・修繕	橋梁長寿命化修繕計画	令和6年度	<p>□長寿命化修繕計画に基づく事業費(全体)のうち、定期点検の金額を計上する(令和8年度のみ)。</p>
2-2 橋梁 改修	長寿命化修繕計画策定手法等の検討	令和4年度	<p>□橋梁の更新時期(対症療法型)の金額を計上する。</p>
2-2 橋梁 更新等			
2-3 水道 維持管理・修繕	水道ビジョン・経営戦略	令和6年度	<p>□令和7年度～令和16年度は、財政計画の収益的収支(2025(令和7)年度～2034(令和16)年度)の修繕費の金額を計上する。</p> <p>□令和17年度以降は、令和14年度～令和16年度の財政計画の収益的収支(2025(令和7)年度～2034(令和16)年度)の修繕費の金額と同額を計上する。</p>
2-3 水道 改修			
2-3 水道 更新等	水道ビジョン・経営戦略	令和6年度	<p>□更新需要の見通しの施設管路耐震化・更新計画による将来更新需要の法定耐用年数による更新需要(~2072(令和54)年度)の総計55,037百万円の単年平均の金額を毎年度計上する。</p>
2-4 下水道 維持管理・修繕	下水道ビジョン・経営戦略	令和6年度	<p>□令和7年度～令和16年度は、財政計画の収益的収支(2025(令和7)年度～2034(令和16)年度)、下水道事業全体の修繕費の金額を計上する。</p> <p>□令和17年度以降は、令和7年度～令和16年度までの収益的収支(2025(令和7)年度～2034(令和16)年度)、下水道事業全体の修繕費の金額の平均値を計上する。</p> <p>□税抜金額のため、税込金額に修正して計上する。</p>
2-4 下水道 改修			
2-4 下水道 更新等	下水道ビジョン・経営戦略	令和6年度	<p>□加東市下水道ストックマネジメント計画の概要(3/3)の概ねのコスト縮減額の計約6.4億円／年を各長寿命化計画等に基づき適切な管理を行った場合(長寿命型)の試算条件に加算して計上する。</p>
2-5公園 維持管理・修繕	公園施設長寿命化計画	令和6年度	<p>□令和7年度～令和16年度は、公園施設長寿命化計画の年次計画(年度別対策費)のうち、補修費と応急処置費の金額を計上する。</p> <p>□令和17年度以降は、令和7年度～令和16年度までの公園施設長寿命化計画の年次計画(年度別対策費)のうち、補修費と応急処置費の金額の平均値を計上する。</p>
2-5公園 改修			
2-5公園 更新等	公園施設長寿命化計画	令和6年度	<p>□令和7年度～令和16年度は、公園施設長寿命化計画の年次計画(年度別対策費)のうち、更新費の金額を計上する。</p> <p>□令和17年度以降は、令和7年度～令和16年度までの公園施設長寿命化計画の年次計画(年度別対策費)のうち、更新費の金額の平均値を計上する。</p>

②各長寿命化計画等に基づき適切な管理を行った場合(長寿命化型)の試算条件

項目	計画、経営戦略等の名称	策定・改訂年度	内容
2-1 道路	維持管理・修繕 舗装修繕計画	令和6年度	□令和7年度～令和21年度は、修繕費用の平準化を行った結果の金額を計上する。 □令和22年度以降は、令和7年度～令和21年度までの修繕費用の平準化を行った結果の金額の平均値を毎年度計上する。 □改築型と同じ金額を計上しているため、長寿命化対策等の効果額はない。
2-1 道路	維持管理・修繕 法面工・土木構造物維持修繕計画	令和6年度	□令和7年度～令和11年度は、法面工・土木構造物修繕整備工程計画の金額を計上する。 □令和12年度以降は、令和7年度～令和11年度までの法面工・土木構造物修繕整備工程計画の金額の平均値を毎年度計上する。 □改築型と同じ金額を計上しているため、長寿命化対策等の効果額はない。
2-1 道路	改修 決算統計(21表、22表)	令和5年度 令和6年度	□普通建設事業費(7土木費(1)道路)の過去2年(令和5年度～令和6年度)の実績額の平均値を毎年度計上する。 □改築型と同じ金額を計上しているため、長寿命化対策等の効果額はない。
2-1 道路	更新等		
2-2 橋梁	維持管理・修繕 橋長寿命化修繕計画	令和6年度	□長寿命化修繕計画に基づく事業費(全体)のうち、定期点検の金額を計上する(令和8年度のみ)。 □改築型と同じ金額を計上しているため、長寿命化対策等の効果額はない。
2-2 橋梁	改修 橋梁長寿命化修繕計画	令和6年度	□令和7年度～令和16年度は、長寿命化修繕計画に基づく事業費(全体)のうち、調査設計・工事の金額を計上する。
2-2 橋梁	改修 長寿命化修繕計画策定手法等の検討	令和4年度	□令和17年度～令和46年度は、橋梁の更新時期(予防保全型)の金額を計上する。
2-2 橋梁	更新等		
2-3 水道	維持管理・修繕 水道ビジョン・経営戦略	令和6年度	□令和7年度～令和16年度は、財政計画の収益的収支(2025(令和7)年度～2034(令和16)年度)の修繕費の金額を計上する。 □令和17年度以降は、令和14年度～令和16年度の財政計画の収益的収支(2025(令和7)年度～2034(令和16)年度)の修繕費の金額と同額を計上する。 □改築型と同じ金額を計上しているため、長寿命化対策等の効果額はない。
2-3 水道	改修		
2-3 水道	更新等 水道ビジョン・経営戦略	令和6年度	□令和7年度～令和16年度は、財政計画の資本的収支(2025(令和7)年度～2034(令和16)年度)の建設改良費の金額を計上する。 □令和17年度以降は、令和7年度～令和16年度までの財政計画の資本的収支(2025(令和7)年度～2034(令和16)年度)の建設改良費の金額の平均値を計上する。
2-4 下水道	維持管理・修繕 下水道ビジョン・経営戦略	令和6年度	□令和7年度～令和16年度は、財政計画の収益的収支(2025(令和7)年度～2034(令和16)年度)、下水道事業全体の修繕費の金額を計上する。 □令和17年度以降は、令和7年度～令和16年度までの収益的収支(2025(令和7)年度～2034(令和16)年度)、下水道事業全体の修繕費の金額の平均値を計上する。 □税抜金額のため、税込金額に修正して計上する。 □改築型と同じ金額を計上しているため、長寿命化対策等の効果額はない。
2-4 下水道	改修		
2-4 下水道	更新等 下水道ビジョン・経営戦略	令和6年度	□令和7年度～令和16年度は、財政計画の資本的収支(2025(令和7)年度～2034(令和16)年度)、下水道事業全体の建設改良費の金額を計上する。 □令和17年度以降は、令和7年度～令和16年度までの財政計画の資本的収支(2025(令和7)年度～2034(令和16)年度)、下水道事業全体の建設改良費の金額の平均値を計上する。
2-5公園	維持管理・修繕 公園施設長寿命化計画	令和6年度	□令和7年度～令和16年度は、公園施設長寿命化計画の年次計画(年度別対策費)のうち、補修費と応急処置費の金額を計上する。 □令和17年度以降は、令和7年度～令和16年度までの公園施設長寿命化計画の年次計画(年度別対策費)のうち、補修費と応急処置費の金額の平均値を計上する。 □改築型と同じ金額を計上しているため、長寿命化対策等の効果額はない。
2-5公園	改修		
2-5公園	更新等 公園施設長寿命化計画	令和6年度	□令和7年度～令和16年度は、公園施設長寿命化計画の年次計画(年度別対策費)のうち、更新費の金額を計上する。 □令和17年度以降は、令和7年度～令和16年度までの公園施設長寿命化計画の年次計画(年度別対策費)のうち、更新費の金額の平均値を計上する。 □改築型と同じ金額を計上しているため、長寿命化対策等の効果額はない。

(5) 公共施設等の維持管理・更新等に係る経費

本市の公共施設等(公共施設・インフラ施設)について、耐用年数経過時に単純更新するとした場合(改築型)、今後40年間(令和7年度～令和46年度)での総額は、2,654.5億円で1年あたり66.4億円となっております。

それに対し、適切な長寿命化工事や施設再編、各長寿命化計画等に基づき適切な管理を行った場合(長寿命化型)、今後40年間(令和7年度～令和46年度)での総額は、2,025.6億円となっており、628.9億円のコスト削減効果が見込めます。

図 今後40年間の公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み(長寿命化型)

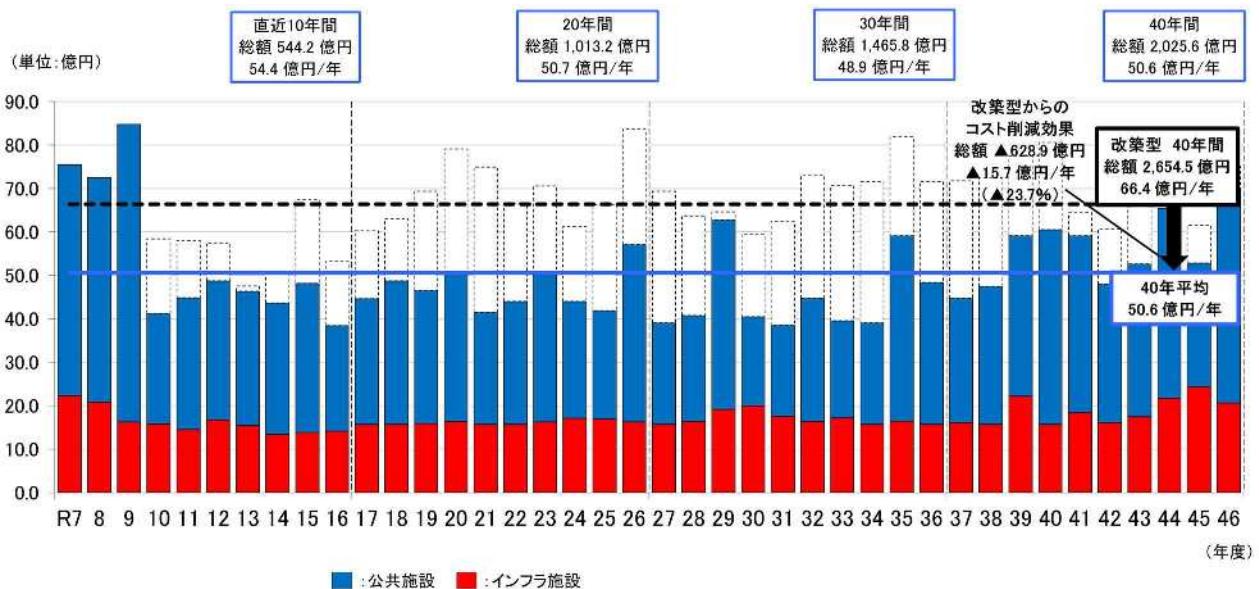


表 今後40年間の公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み(総務省様式)

【令和7年度から40年間】		(単位:億円)						
		維持管理・修繕(①)	改修(②)	更新等(③)	合計(④) (①+②+③)	耐用年数経過時に 単純更新した場合 (⑤)	長寿命化対策等 の効果額 (④-⑤)	現在要している経費 (過去2年平均)
普通会計	公共施設(a)	499.8	316.3	146.7	962.8	1,142.0	▲179.1	59.1
	インフラ施設(b)	21.3	132.9	9.7	163.9	203.2	▲39.2	4.9
	計(a+b)	521.2	449.2	156.4	1,126.8	1,345.1	▲218.3	64.0
公営事業会計	公共施設(c)	306.5	41.1	32.1	379.7	374.2	5.5	7.9
	インフラ施設(d)	37.2	0.0	481.9	519.1	935.2	▲416.0	12.4
	計(c+d)	343.7	41.1	514.1	898.8	1,309.4	▲410.5	20.3
公共施設計(a+c)		806.3	357.4	178.8	1,342.5	1,516.1	▲173.6	67.0
インフラ施設計(b+d)		58.5	132.9	491.6	683.0	1,138.3	▲455.3	17.3
合計(a+b+c+d)		864.9	490.3	670.5	2,025.6	2,654.5	▲628.9	84.3

注: 表中の数値は小数点第2位を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しないことがあります。

【備考】

※公共施設: 学校教育施設、文化施設、庁舎、病院等の建築物のうち、インフラ施設を除いたもの。

※インフラ施設: 道路、橋りょう、農道、林道、河川、港湾、漁港、公園、護岸、治山、上水道、下水道等及びそれらと一体となった建築物。

※維持管理・修繕: 施設、設備、構造物等の機能の維持のために必要となる点検・調査、補修、修繕などをいう。なお、補修、修繕については、補修、修繕を行った後の効用が当初の効用を上回らないものをいう。例えば、法令に基づく法定点検や施設管理者の判断で自主的に行う点検、

点検結果に基づく消耗部品の取替え等の軽微な作業、外壁コンクリートの亀裂の補修等を行うこと。

また、施設運営に必要となる光熱水費、保険料、清掃・警備委託料、指定管理委託料、借地料、償還利子、その他支出も含む。

※改修: 公共施設等を直すこと。改修を行った後の効用が当初の効用を上回るものという。例えば、耐震改修、長寿命化改修など。転用も含む。

※更新等: 老朽化等に伴い機能が低下した施設等を取り替え、同程度の機能に再整備すること。除却も含む。

第3章 公共施設等の管理に関する基本的な方針

1 公共施設等の管理に関する基本的な方針

(1) 公共施設の管理に関する基本的な考え方

平成24年に作成した「公共施設マネジメント白書」では、財政的な観点から、市が保有する全ての公共施設について、施設の機能や市民サービスを維持するための改修は相当困難なため、施設の優先順位付けによる改修が必要であり、施設の統廃合、多用途への利活用が必要であると結論付けました。

そして、「公共施設マネジメント白書」を基本として、本市が保有している公共施設を将来どのように再配置するかの方向性やその適正配置などを推進するための取組概要を「公共施設適正配置計画」として定め、平成29年作成の「公共施設等総合管理計画」に引継ぎました。「公共施設等総合管理計画」では、廃止する公共施設については計画どおり廃止し、存続する施設については適正な維持管理による長寿命化を進めながら、計画的に修繕、更新するという基本的な方針のもと、「公共施設適正配置計画《年次計画》」において公共施設全体を一元的に管理、運営してきました。

本計画(第2次加東市公共施設等総合管理計画)においても、これまでの方針を基本としながら、保有する施設総量の適正化を推進するとともに、効果的かつ効率的に維持管理を実施していきます。

(2) 公共施設に関する基本目標

前述の維持管理・更新等に関する経費及び今後の人団減少等を総合的に勘案し、10年後の公共施設の延床面積を令和7年3月末と比較しておおよそ12%縮減することを目標として設定します。

なお、令和7年度に策定する「加東市公共施設保全計画」に基づき適正化を進めると、令和17年度末時点で、本市が保有する公共施設は次のとおりになります。

表 令和17年度末時点の公共施設の保有状況(令和7年度策定期)

施設区分	施設数	延床面積(m ²)	割合	増減予定施設数	増減予定延床面積(m ²)	増減割合延床面積(m ²)
1-1 市庁舎等	7	27,513	16.6%	0	0	0.0%
1-2 学校施設	5	56,140	33.9%	▲9	▲22,919	▲29.0%
1-3 生涯学習施設	30	30,430	18.4%	▲1	▲456	▲1.5%
1-4 保健福祉施設	18	18,232	11.0%	▲2	460	2.6%
1-5 観光、産業振興施設	8	7,438	4.5%	0	0	0.0%
1-6 環境衛生、防災施設	16	1,677	1.0%	0	0	0.0%
1-7 市営住宅	17	24,275	14.6%	0	0	0.0%
合 計	101	165,705	100.0%	▲12	▲22,914	▲12.1%

注:表中の延床面積は小数点第1位を四捨五入し、整数で表示しているため、内訳と合計が一致しないことがあります。

※縮減目標の参考として以下の内容も含め総合的に考慮して設定しています。

①維持管理・更新等に関する経費で考えた場合

- (1)確保可能な一般財源の試算 7.3億円/年（財政見通しの投資的経費等）
- (2)更新等の一般財源負担額 17.0億円/年(今後40年間の総額678.1億円)
- (3)上記の(1)と(2)より40年間で57.1%の経費を縮減するには、10年間の延床面積の削減率は14.3%となります。

②将来人口で考えた場合

- (1)現在の加東市の人口 39,190人（住民基本台帳：令和7年3月末）
- (2)将来の加東市の人口 29,835人（加東市の人口ビジョン：令和42年時点）（現状維持パターン）
- (3)上記の(1)(2)より35年間で人口減少割合は23.9%となり、10年間の延床面積の削減率は6.8%となります。

(3) インフラ施設の管理に関する基本的な考え方

インフラ施設については、一度整備した道路、橋梁、水道、下水道、公園を共通の削減目標を定めて廃止し、総量を削減していくことは現実的ではありません。これまで整備してきたインフラ施設については、引き続き適正な維持管理により長寿命化を進めながら、計画的に修繕、更新していくことに重点をおき、インフラ施設ごとの計画、経営戦略等に基づき取り組んでいくこととします。

インフラ施設ごとの計画、経営戦略等は次のとおりです。

施設区分	計画、経営戦略等の名称	策定・改訂年度
2-1 道路	舗裝修繕計画	令和6年度
	法面工・土木構造物維持修繕計画	令和6年度
	附属物維持修繕計画	平成26年度
2-2 橋梁	橋梁長寿命化修繕計画	令和6年度
2-3 水道	水道ビジョン・経営戦略	令和6年度
2-4 下水道	下水道ビジョン・経営戦略	令和6年度
2-5 公園	公園施設長寿命化計画	令和6年度

表 計画等の策定状況(令和7年3月31日現在)

(4) 点検・診断・維持管理・修繕・更新等の実施方針

公共施設については、日常的・定期的な点検・診断によって施設の状態を把握するとともに、その結果を蓄積し、施設の劣化や損傷が致命的になる前に適切な補修、修繕を行う予防保全の考え方を取り入れ、維持管理を行います。大規模改修や更新については、施設の必要性や劣化状況に応じて優先順位を付け、現時点において存続と分類したものについては、施設個々の状況に応じた検討や計画的な更新等を実施します。

インフラ施設については、個別に策定する計画等に基づき、適切な点検・診断・維持管理・修繕・更新等を行います。

(5) 安全確保の実施方針

点検・診断等により危険性が高いと認められる施設については、安全安心に利用できるよう、早急に補修、修繕を実施します。但し、老朽化等により危険性が高く、利用頻度が少ない施設については、他の施設への集約化や解体撤去等適切な措置を講じます。

(6) 耐震化の実施方針

耐震基準を満たしていない施設については、施設の必要性や劣化状況を考慮し、施設の方向性を再検討するとともに、耐震化が必要と判断し決定した施設については、計画的に耐震化を進めていきます。

インフラ施設については、個別に策定する計画等に基づき、耐震化を進めます。

(7) 長寿命化の実施方針

劣化や損傷が致命的になる前に適切な補修、修繕を行い、健全な状態を維持しながら、施設の長寿命化を図り、ライフサイクルコストの縮減に努めます。

インフラ施設については、個別に策定する計画等に基づき、長寿命化を進めます。

(8) ユニバーサルデザイン³化の推進方針

年齢や性別、障がいの有無などに関わらず誰もが利用しやすい施設になるよう、施設の改修及び更新等に当たっては、国が定める「ユニバーサルデザイン2020行動計画」を踏まえつつ、ユニバーサルデザイン化を推進していきます。

(9) 統合や廃止の推進方針

公共施設については、「公共施設保全計画」に基づき廃止します。ただし、廃止する公共施設について、公的な機関などから譲渡の申し入れがあった場合は、適宜対応することとし、負担軽減や施設の有効的な利活用が図られると判断する場合は、柔軟に対応します。公共施設の統合については、「公共施設保全計画」に基づき行います。

インフラ施設については、水道施設、下水道施設、公園施設など統合、廃止の検討対象となり得

³ ユニバーサルデザインとは、年齢、性別、障がいの有無などに関わらず多様な人々が利用しやすいようあらかじめ施設等をデザインすること。

るものは、個別に策定する計画等に基づき対応します。

(10) 近隣市町との連携

効果的かつ効率的な市民サービスの提供を行うため、公共施設等の相互利用などについて、北播磨広域定住自立圏をはじめとした近隣市町との連携の可能性を検討します。

(11) 脱炭素化の推進方針

今後維持していく公共施設等について、省エネ設備の導入や再生可能エネルギーの導入等を進めることで、脱炭素化に向けた取り組みを推進し、持続可能なまちづくりを目指します。

2 公共施設適正配置の基本方針

公共施設の適正化を進めるに当たって、施設単体の老朽度や効率性をしっかりと見定めることは重要なことですが、施設全体を視点に今後提供するサービスの必要性や内容も考えながら進めることとします。

(1) 地域バランス重視からの転換

旧町の行政区域や学校区等、全ての地域にバランスよく配置するといった考え方ではなく、利用状況、維持管理経費、安全上の問題、借地の状況等を勘案し、行政経営上設置効果の低い施設は統合、廃止の対象とします。ただし、防災備蓄倉庫のように提供するサービスの性格によっては、学校区等の小地域の範囲で必要な施設もあります。

(2) 複合化・多機能化⁴による施設総量の抑制

施設の多目的な利用等、既存施設の有効活用を視野に、施設の総量を抑制するとともに、新たな市民ニーズに応えるために必要となる施設の規模と機能を確保します。

(3) サービス内容の充実と適正な受益者負担

市民が利用しやすい施設とするため、開館時間や開館日等について、柔軟に対応し、利用率の向上を図るとともに、サービス提供に伴う経費と利用者負担を比較し、より適正な受益者負担を求めます。

(4) 民間活力の活用

提供するサービスによっては、民間活力を導入することにより一層のサービス向上やコスト削減が図られるものがあると考えられるため、指定管理者制度など民間活力の積極的な導入を行います。

(5) 転用施設の有効活用

現在の機能を廃止し、他用途へ転用する施設については、新たな用途に合わせて、減築⁵やリノベ

⁴ 一つの空間を利用時間等で分けて、異なる用途により利用すること。

⁵ 改修などの際に施設の床面積を減らすこと。建物の総重量が減ることにより、耐震性が向上するなどのメリットがある。

ーション⁶などを行い、より効率的な施設とともに存続施設の長寿命化を図ります。

(6) 安全・安心の視点による施設整備

近年、全国的に大規模かつ多様な災害の発生が懸念されることから、施設の統廃合や新設に当たっては、可能な限り避難所や防災備蓄機能など災害時の拠点施設としての機能を備えた施設として整備を進めます。

(7) 公共交通サービスの充実

公共施設の統廃合等が進んだ場合、市民の生活交通体系が大きく変化するため、施設間の距離や交通の利便性等を勘案し、公共施設の適正化とあわせて公共交通サービスの充実を推進します。

3 取組体制

本計画を推進していくには、公共施設等の所管部署だけでなく、全局的な取組体制の構築が必要となります。財産管理部署が主体となり部局横断的な体制で連携を強化し、公共施設全体を一元的に管理していきます。また、施設評価(定量的施設評価及び定性的評価)を実施し、施設の方向性や修繕等の優先順位付けを行うことで、サービスの質の向上や費用の削減に努めます。

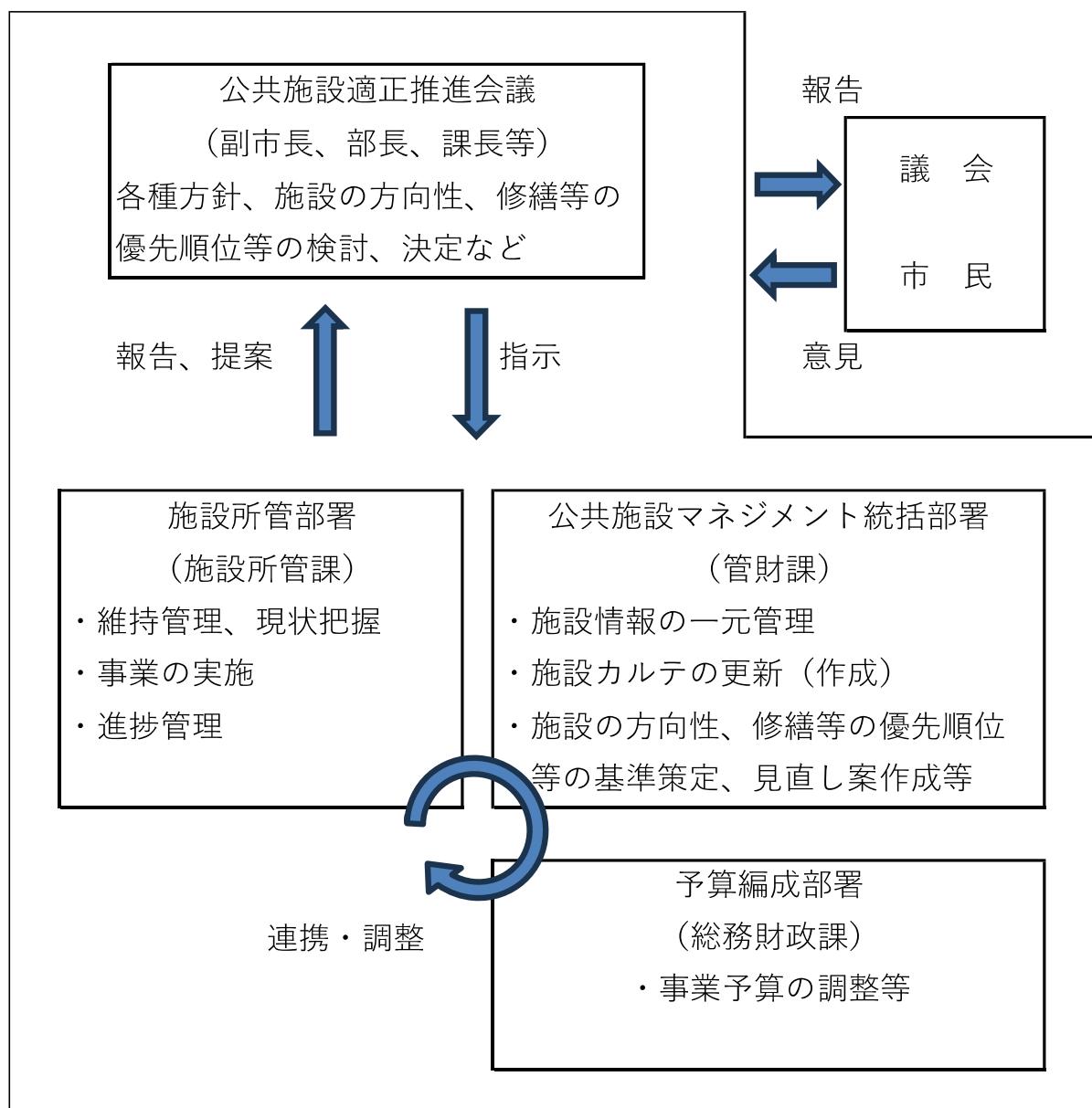
⁶ 既存の建物に大規模な改修工事を行い、用途や機能を変更して性能を向上させ付加価値を与えること。

4 フォローアップの実施方針

本計画の推進状況については、効果的かつ効率的に公共施設等を維持管理し、長寿命化を進めながら計画的に修繕、更新していきます。具体的には、市が保有する施設全体の状況を踏まえた上で、公共施設マネジメント統括部署(管財課)、予算編成部署(総務財政課)及び施設所管部署(施設所管課)が連携し、定量的評価(一次評価)を実施し、その評価を基に、公共施設適正推進会議で定性的評価(二次評価)を実施します。また、計画の進捗状況の確認、評価、検証及び改善方法を協議検討するとともに、施設の方向性、修繕の優先順位等を決定します。これらの決定に基づき、施設所管部署(施設所管課)が事業を実施し、その進捗状況を報告することで、PDCAサイクルによる計画の進捗管理、見直し及び改善を実施します。

また、公共施設のあり方は、市民サービスの提供を持続可能なものとするために非常に重要なものであることから、本計画を推進するに当たっては、市広報紙、市ホームページ等での情報提供をしていきます。

表 フォローアップの実施体制



第4章 施設区分ごとの管理に関する基本方針

この章では、施設区分ごとに、施設の課題や方向性等の基本方針を定めています。

施設区分	施設数	関連する計画等・特性・課題など
1-1 市庁舎等	7	⇒適正な管理のもと施設の長寿命化を図り、計画的に改修及び更新等を実施します。 ⇒日常的・定期的な点検、診断によって施設の状態を把握し、施設の劣化や損傷が致命的になる前に適切な補修、修繕を実施します。
1-2 学校施設	14	⇒小学校と中学校の垣根を超えた系統性・連続性のある教育活動を行うことで、自立した子どもを育むことを目的に、加東市3地域において小中一貫校の整備を進めます。 ⇒小中一貫教育の推進に伴い、閉校する学校施設については関係各所と協議の上、有利な起債の活用を前提とし、市及び市民にとってより良い活用方法を検討します。 ⇒日常的・定期的な点検、診断によって施設の状態を把握し、施設の劣化や損傷が致命的になる前に適切な補修、修繕を実施します。
1-3-1 生涯学習施設(文化、学習系施設)	18	⇒施設の老朽度や利用状況等を総合的に判断し、代替施設や機能の移転が可能であれば、廃止等も検討していきます。 ⇒「加東市社会教育施設長寿命化計画」により、存続する施設については、施設の劣化や損傷が致命的になる前に計画的に修繕等を行います。 ⇒サービス提供に伴う、経費と利用者負担を比較し、より適正な受益者負担を求めます。
1-3-2 生涯学習施設(社会体育施設)	13	⇒部活動の地域展開による社会体育施設の利用需要を踏まえ、柔軟に対応していきます。 ⇒日常的・定期的な点検、診断によって施設の状態を把握し、施設の劣化や損傷が致命的になる前に計画的に修繕等を行います。 ⇒サービス提供に伴う、経費と利用者負担を比較し、より適正な受益者負担を求めます。
1-4 保健福祉施設	20	⇒民間事業者による実施が可能なサービスや行政が提供する必要のないサービスについては民間への移行や廃止等を検討します。 ⇒大規模修繕等を実施する場合は人口規模や利用状況に応じて規模縮小や他施設との複合化を検討します。 ⇒日常的・定期的な点検、診断によって施設の状態を把握し、施設の劣化や損傷が致命的になる前に適切な補修、修繕を実施します。 ⇒サービス提供に伴う、経費と利用者負担を比較し、より適正な受益者負担を求めます。
1-5 観光、産業振興施設	8	⇒民間事業者による実施が可能なサービスや行政が提供する必要のないサービスについては民間への移行や廃止等を検討します。 ⇒日常的・定期的な点検、診断によって施設の状態を把握し、施設の劣化や損傷が致命的になる前に適切な補修、修繕を実施します。 ⇒サービス提供に伴う、経費と利用者負担を比較し、より適正な受益者負担を求めます。
1-6 環境衛生、防災施設	16	⇒最終処分場の確保・整備に当たっては、地域住民等の理解と協力が不可欠であることから、現施設の延命化を図ることはもとより、減量化・再生利用の推進もあわせて行っています。 ⇒最終処分場の埋め立てが完了した区域については、地域と協議、調整を図りつつ、安全、適正な維持管理を行います。 ⇒日常的・定期的な点検、診断によって施設の状態を把握し、施設の劣化や損傷が致命的になる前に適切な補修、修繕を実施します。
1-7 市営住宅	17	⇒「市営住宅長寿命化計画」に基づき、現入居者と十分な調整を図った上で、真の住宅困窮者に対して住宅を提供するため、適正配置を進めます。

施設区分	施設数	関連する計画等・特性・課題など
2-1 市道	一	⇒「舗装修繕計画」に基づき、本市管理道路内の車道の舗装状態を把握したうえで修繕の候補箇所を抽出し、安全で円滑な交通の確保及び舗装に係る維持管理を効率的に行います。
2-2 橋梁	一	⇒「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、今後増大が見込まれる橋梁の補修・架替えに対応するため、計画的な補修が可能となるように適切な予算計画を行い、安全性の確保とコスト縮減を図ります。
2-3 水道	一	⇒「水道ビジョン・経営戦略」に基づき、強靭な水道の構築のための施設及び基幹管路の耐震化の推進、持続性の確保のためのアセットマネジメント手法による施設及び管路の更新に取り組みます。
2-4 下水道	一	⇒「下水道ビジョン・経営戦略」に基づき、経営の持続性を確保しつつ、リスクの抑制を図るため、雨水幹線の整備と計画的な改築・更新に合わせた下水道施設の耐震化を進めます。
2-5 公園	一	⇒「公園施設長寿命化計画」に基づき、長期的な公園機能の安全性の確保、補修および更新費用の平準化、長寿命化によるコスト削減、費用縮減に資する新たな取組方針を実現します。

加東市総務財政部管財課

〒673-1493 兵庫県加東市社 50 番地

Tel 0795-43-0413 Fax 0795-42-7375

<http://www.city.kato.lg.jp/>